

目 次

◎会議録第1号（9月2日）議案説明

開 会	5
町長挨拶	5
開 議	5
日程第1	会議録署名議員の指名 6
日程第2	会期の決定 6
日程第3	諸般の報告 6
日程第4	報告第8号 令和6年度決算に係る財政指標の報告について 6
日程第5	議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松前町一般会計補正予算（第3号）（専決第8号）） 8
日程第6	議案第51号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 10
日程第7	議案第52号 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例 11
日程第8	議案第53号 松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 13
日程第9	議案第54号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例 14
日程第10	議案第55号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例 18
日程第11	議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について 19
日程第12	議案第57号 伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の変更について 20
日程第13	議案第58号 令和6年度松前町歳入歳出決算認定について 21
日程第14	議案第59号 令和6年度松前町水道事業会計決算認定について 25
日程第15	議案第60号 令和6年度松前町下水道事業会計決算認定について 25
日程第16	議案第61号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第4

		号) ……………	32
日程第17	議案第62号	令和7年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号) ……………	32
日程第18	議案第63号	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号) ……………	32
日程第19	議案第64号	令和7年度松前町介護保険特別会計補正予 算(第2号) ……………	32
散 会		……………	37

~~~~~

#### ◎会議録第2号(9月8日)一般質問

|      |             |       |    |
|------|-------------|-------|----|
| 開 議  |             | …………… | 42 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  | …………… | 42 |
| 日程第2 | 一般質問        |       |    |
|      | 13番 藤岡 緑議員  | …………… | 42 |
|      | 10番 影岡 俊範議員 | …………… | 47 |
|      | 2番 池内 邦仁議員  | …………… | 50 |
| 散 会  |             | …………… | 54 |

~~~~~

◎会議録第3号(9月24日)委員長報告

開 議		……………	59
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	59
日程第2	議案第51号	松前町議会議員及び松前町長の選挙におけ る選挙運動の公費負担に関する条例の一部 を改正する条例……………	59
日程第3	議案第52号	松前町執行機関の附属機関設置条例の一部 を改正する条例……………	60
日程第4	議案第53号	松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例……………	61
日程第5	議案第54号	松前町立保育所条例の一部を改正する条例……………	62
日程第6	議案第55号	松前町都市公園条例の一部を改正する条例……………	64
日程第7	議案第57号	伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理 する事務及び伊予地区ごみ処理施設管理組 合規約の変更について……………	66
日程第8	議案第58号	令和6年度松前町歳入歳出決算認定につい	

		て……………	67
日程第 9	議案第59号	令和 6 年度松前町水道事業会計決算認定について……………	67
日程第10	議案第60号	令和 6 年度松前町下水道事業会計決算認定について……………	67
日程第11	議案第61号	令和 7 年度松前町一般会計補正予算（第 4 号）……………	76
日程第12	議案第62号	令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	76
日程第13	議案第63号	令和 7 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	76
日程第14	議案第64号	令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	76
追加日程第 1	議長辞職の件……………		81
追加日程第 2	議長の選挙……………		82
追加日程第 3	副議長辞職の件……………		84
追加日程第 4	副議長の選挙……………		85
日程第15	議選第 1 号	松前町議会常任委員会委員の選任について……………	86
日程第16	議選第 2 号	松前町議会運営委員会委員の選任について……………	87
日程第17	議選第 3 号	伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙……………	89
日程第18	議選第 4 号	伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙……………	90
日程第19	議選第 5 号	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙……………	90
日程第20	議選第 6 号	伊予消防等事務組合議会議員の選挙……………	91
日程第21	議員派遣の件……………		92
閉 議……………			92
町長挨拶……………			93
閉 会……………			94

9月2日（第1号）

令和7年第3回松前町議会定例会会議録

令和7年9月2日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村元一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
監 査 委 員	安 永 紀 雄
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	金 子 貴 徳
産業建設部長	山 田 善 仁
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	中 村 明 博
税 務 課 長	塩 梅 敬 介

危機管理課長	金 子 裕 之
町 民 課 長	渡 辺 司
福 祉 課 長	佐 藤 真 一
保 険 課 長	楠 田 洋 子
子育て支援課長	大 西 雅 弘
健 康 課 長	渡 部 直 樹
産 業 課 長	大 塚 英 輔
会 計 課 長	田 中 俊 臣
会 計 課 技 監	永 井 仁
上下水道課長	住 田 俊 哉
学校教育課長	柏 原 正
社会教育課長	三 原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田 中 志 延
議会事務局 書 記	坂 本 礼 子

令和7年第3回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 1

	令和7年9月2日（火）	午前9時30分	開議
	開 会		
	町長挨拶		
	開 議		
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	諸般の報告		
日程第4	報告第8号	令和6年度決算に係る財政指標の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第5	議案第50号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松前町一般会計補正予算（第3号）（専決第8号））	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第6	議案第51号	松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第7	議案第52号	松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第8	議案第53号	松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第9	議案第54号	松前町立保育所条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第10	議案第55号	松前町都市公園条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第11	議案第56号	人権擁護委員候補者の推薦について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第12	議案第57号	伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の変更について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第13	議案第58号	令和6年度松前町歳入歳出決算認定について	
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑 委員会付託（予算決算）

日程第14	議案第59号	令和 6 年度松前町水道事業会計決算認定について			
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第15	議案第60号	令和 6 年度松前町下水道事業会計決算認定について			
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第16	議案第61号	令和 7 年度松前町一般会計補正予算（第 4 号）			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		
日程第17	議案第62号	令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		
日程第18	議案第63号	令和 7 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		
日程第19	議案第64号	令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告します。

4 番西村元一議員から欠席届が提出されています。

午前 9 時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 7 年第 3 回松前町議会定例会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、令和 7 年松前町議会第 3 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集いただき、誠にありがとうございます。

本議会におきましては、令和 7 年度一般会計補正予算案を含め、当面する町政の諸案件について御審議いただきますようお願いを申し上げます。

さて、先月15日から18日までの 3 日間開催された J O C ジュニアオリンピックカップ第 55 回全日本中学生女子ホッケー選手権大会には、全国から24チーム総勢320名が参加し、松前町国体記念ホッケー公園を会場に、予選リーグから決勝トーナメントまで猛暑に負けない熱い戦いが繰り広げられました。

この大会は、将来のオリンピック選手の育成を目的としており、フィールドを縦横無尽に駆けながら、ボールをコントロールする見事なスティックさばきと全国トップレベルの女子中学生選手の戦いに魅了された方も多いのではないかと思います。

また、参加された選手・監督・コーチ等のチーム関係者の皆さんには、ホッケータウン・まさきの魅力を感じていただけたのではないかと思います。

大会は、岐阜県代表の「かかみがはらホッケークラブ」が見事、大会 2 連覇を成し遂げられました。改めまして、おめでとうございます。

開催地枠で出場した松前ホッケークラブは、残念ながら予選リーグ敗退でしたが、今大会の出場は、競技力の向上だけではなく、選手として心身ともに成長できるとても貴重な機会になったことと思います。この経験を基に挑戦を続けられ、さらなる飛躍を期待しているところでございます。

さて、本定例会には、報告案件 1 件、専決処分の承認 1 件、条例案件 5 件、決算認定 3 件、予算案件 4 件、その他議決を求めるもの 2 件、合わせて16件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

○議長（住田英次） 挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

12番村井慶太郎議員、13番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月26日の議会運営委員会で協議の結果、本日から9月24日までの23日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの23日間と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下、関係者の出席を求めましたので、御報告します。

次に、お手元に配付しています諸般の報告のうち、主なものを御報告します。

まず、議員派遣について、8月8日、松山市で開催された令和7年度第1回町議会議員研修会に議員を派遣し、地方公共団体政策支援機構上席研究員の渡辺氏と弁護士の帖佐氏の講習を受講しました。

次に、監査委員より、令和7年5月、6月、7月分の例月現金出納検査の結果について、収納・支払いに伴う会計手続は正確に行われ、残高も一致し、確実に保管されていることを確認した旨の報告がありました。

そのほか、8月1日に議会だより第126号の発行を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 報告第8号 令和6年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第4、報告第8号令和6年度決算に係る財政指標の報告につい

てを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書 5 ページをお開きください。

報告第 8 号令和 6 年度決算に係る財政指標について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告をするものです。

内容につきましては、健全化判断比率については中村財政課長に、資金不足比率については住田上下水道課長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） 報告第 8 号について補足して説明いたします。

参考資料のほうの 5 ページをお願いします。

健全化判断比率は、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの指標があります。それぞれの指標について状況のところに記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており、自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準です。

まず、1 番、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和 6 年度の一般会計における決算での実質収支が黒字であるため、実質赤字には該当しません。

次のページをお願いします。

2 番、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計や公営企業会計など全ての会計を合算することにより、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和 6 年度の全会計における決算での実質収支等の合計額が黒字であるため、連結実質赤字には該当しません。

次に、3 番、実質公債費比率は、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の程度を示す比率です。令和 6 年度の実質公債費比率は 9.8% となっており、早期健全化基準の 25% を下回っております。

次のページをお願いします。

4 番、将来負担比率は、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込額や職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高を指標化したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことです。令和 6 年

度の将来負担比率は71.3%となっており、財政健全化基準の350%を下回っています。

なお、監査委員の審査意見書が、議案書のほうの10ページに付されておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 続きまして、公営企業の資金不足比率について補足して説明いたします。

参考資料の8ページ、9ページをお願いします。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

まず、水道事業会計の資金不足比率について、令和6年度水道事業会計の決算では流動資産が流動負債を上回っており資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していません。

次に、下水道事業会計の資金不足比率につきましても、令和6年度下水道事業会計の決算では流動資産が流動負債を上回っており資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していません。

なお、監査委員の審査意見書が、議案書の12ページと13ページについておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松前町一般会計補正予算（第3号）（専決第8号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第50号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松前町一般会計補正予算第3号（専決第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書15ページをお開きください。

議案第50号について提案理由を申し上げます。

定額減税補足給付金について、給付対象者数が見込みを上回り、定額減税補足給付金を支給するための追加経費が緊急に必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度一般会計補正予算第3号を専決第8号として17ページのとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、中村財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（住田英次）** 中村財政課長。

**○財政課長（中村明博）** 議案第50号専決第8号について補足して説明いたします。

議案書の15ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,321万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ149億7,390万円になります。

初めに、歳出について御説明いたします。

参考資料のほうで説明しますので、参考資料の11ページをお願いします。

2款1項14目定額減税補足給付金給付事業費、補正額3,321万9,000円は、国の施策に基づく定額減税補足給付金について、当初の見込みを上回る給付対象者数に対応するため、追加の給付に必要な経費を計上するものです。

歳出は以上で、続きまして歳入について説明いたします。

議案書のほうで説明しますので、議案書の30ページをお願いします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額は3,321万9,000円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第51号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第6、議案第51号松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書33ページをお開きください。

議案第51号について提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令により衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、これに準じ、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、平村選挙管理委員会書記長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（住田英次） 平村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平村展章） それでは、議案第51号について補足して御説明いたします。

議案書は33ページですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料13ページをお開きください。

1、改正理由を御覧ください。

本条例は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴う改正です。

国では、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額について、3年に1度の参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しを行っており、最近における物価の変動等に鑑み限度額を引き上げるもので、これに準じて、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の概要を御覧ください。

初めに、選挙運動用ビラの作成に係る1枚当たりの限度額の改正です。

これまでの1枚当たりの作成限度額7円73銭を65銭引き上げ、改正後は1枚当たりの作成限度額を8円38銭に改めます。

2点目に、選挙運動用ポスターの作成に係る1枚当たりの限度額の引上げです。

これまでのポスター作成に係る1枚当たりの印刷費の限度額541円31銭を45円57銭引き上げ、改正後はポスター作成に係る1枚当たりの印刷費の限度額を586円88銭に改めます。

なお、現行の限度額及び改正後の限度額は、いずれも国の限度額と同額となっていることを申し添えます。

次に、3、施行日を御覧ください。

本条例の施行日は公布の日からとします。

以上で議案第51号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第51号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第52号 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第7、議案第52号松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書35ページをお開きください。

議案第52号について提案理由を申し上げます。

任意団体である松前町地域公共交通活性化協議会に松前町地域公共交通会議としての機能を持たせることによる松前町地域公共交通会議の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第52号について補足して説明いたします。

議案書35ページを御準備ください。

今回の改正は、任意団体である松前町地域公共交通活性化協議会に松前町地域公共交通会議としての機能を持たせるために必要な改正を行うものです。

まず、松前町執行機関の附属機関設置条例の別表町長の部から松前町地域公共交通会議の項を削ることにより、同団体を廃止します。

次に、附則第2項で、今回廃止する松前町地域公共交通会議の委員報酬についても、松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例から同団体の項を削ります。

参考資料15ページに、松前町地域公共交通会議と松前町地域公共交通活性化協議会の対比表を示しておりますので、後ほど御確認ください。

なお、この条例は令和7年10月1日から施行することとしています。

以上で議案第52号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ちっちゃいことなんやけど、教えてくださいや。

参考資料の15ページの一番最後、事業実施前のやつは行えない、今回新しいなったんは行えるとなったんかな、これ。これを説明していただきたいんですけど。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） 両組織の事業実施についてお答えいたします。

まず、松前町地域公共交通会議につきましては、これまで町の附属機関という立ち位置でございましたので、附属機関そのものが事業を実施して活動することはできませんでした。

一方、松前町地域公共交通活性化協議会につきましては、任意団体それぞれ関係各機関が集合して運営を行っていくものでございます。こちらにつきましては、事業の実施主体となることが可能でございますので、この組織に今回公共交通会議の機能を持つていくということになります。そうすることで、この活性化協議会が行う事業について、国の補助事業が活用できたりするという利点がございます。

以上でございます。



(12番村井慶太郎議員「よく分かりました」の声あり)

○議長(住田英次) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第53号 松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(住田英次) 日程第8、議案第53号松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書37ページをお開きください。

議案第53号について提案理由を申し上げます。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、金子保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長(金子貴徳) それでは、議案第53号について補足して説明いたします。

議案書は37ページ、参考資料は17ページをお開きください。

参考資料で説明いたします。

今回の制定の趣旨は、令和8年4月から乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するに当たり、1、制定の趣旨にありますとおり、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、市町村は条例で乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに制定するものです。

2、概要にありますとおり、本町では国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に規定される基準をもって、町の基準といたします。

当該基準は、3章27条で構成されており、その要点を抜粋してお示ししておりますのがその下の表です。

当該基準においては、第2条で最低基準の目的、第4条で最低基準と乳児等通園支援事業者、第5条で乳児等通園支援事業者の一般原則、第7条で安全計画の策定等、第20条で乳児等通園支援事業の区分、次のページを御覧いただき、第21条で設備の基準、第22条で職員、第25条で設備及び職員の基準などを定めています。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第53号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第9 議案第54号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（住田英次） 日程第9、議案第54号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の39ページをお開きください。

議案第54号について提案理由を申し上げます。

令和8年度から松前町立保育所において土曜日の午後の保育を実施するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、金子保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） それでは、議案第54号について補足して説明いたします。

議案書は39ページ、参考資料は19ページをお開きください。

参考資料で説明いたします。

今回の改正は、1、提案理由にありますとおり、令和8年度から松前町立保育所において土曜日の午後の保育を実施するため、所要の改正を行うものです。

2、改正の概要を御覧ください。

表の左側が変更前、真ん中が変更後です。

開所は午前7時30分からを午前7時15分からに15分前倒しし、閉所は午後0時30分までを午後6時15分までとし5時間45分延長いたします。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 曽我部秀司議員。

○6 番（曽我部秀司議員） 何点か質問させていただきたいんですが、その前に簡単に話をさせてください。昨年9月定例会に、認定こども園は土曜日の保育時間を午後6時15分までにするということになり、9月定例会で私のほうが一般質問で、町立保育所も土曜日午後6時15分までにする考えはないかというような質問をしました。そのところ町長のほうが、必要な体制が整った段階で1園からでも土曜日の保育時間の延長に取り組んでいきたいというような答弁だったと思います。

私も、保育士確保の面から4園全ては無理だろうな、1園からでも進めていただきたいなという思いがあったんですけども、今回4園、1年後ですけれどもね、あれから。4園全てで延長するというので、この議案を聞いて非常に驚きました。というのは、いいほうの驚きです。

ただ、心配な点が私にありまして、しかも私文教厚生委員じゃないので、この場を借りて質問させていただきます。

まず、1つ目、子どもについてです。

現在、町立保育所で土曜日に来ている子どもは各園それぞれ何人ぐらいいるのでしょうか。また、来年度から土曜日午後6時15分までにすると、何人ぐらい増えると想定しているのでしょうか。というのが、やはり土曜日午後もとなると、今まで午前中勤務だった方が午後も勤務をして一日勤務にしようかという人も出てくるでしょうし、平日勤務にしていたのを土曜日に変更する、そういったことも想定されると思います。

以上2点、今現在の数、それから増えるであろう想定人数を教えてください。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） 失礼いたします。

まず、今現在の土曜保育を利用されている子どもさんになりますけれども、今年度の6月と7月を拾ってみたんですが、松前ひまわり保育所が月平均で8人、黒田保育所が月平均で0.8人、小富士保育所が月平均で6.0人、白鶴保育所が月平均で8.3人です。

7月を拾ってみますと、松前ひまわり保育所が月平均7.3人、黒田保育所が月平均0.5人、小富士保育所が月平均5.3人、白鶴保育所が月平均で5.8人になっております。

それぞれ6月と7月の利用率を見てみますと、4園合計で6月が7.1%、7月が5.8%という状況になっております。

それから、今後の一土曜保育をした場合の見込みですけれども、この見込みを立てるに当たりましては、3点、松前町子ども・子育て支援事業計画策定の際に実施したアンケート調査、現在の先ほど申し上げました土曜日の利用率、それから土曜日の一日保育を実施している近隣市町の公立保育所の利用率を勘案いたしました。

アンケート調査では、土曜日の保育をほぼ毎週利用したいが12.1%、月に1回から2回は利用したいが30.9%という結果でした。

次に、現在の土曜日の利用率は、先ほど申し上げましたとおりです。

この率は、午後の保育を実施することで大幅に上がるのではないかと予想はしております。

次に、近隣市町の公立保育所の利用率では、利用率が低い保育所で13から14%、利用率が高いところで30%弱となっております。

これらの数字を基に、来年度からの土曜日の利用率は、各園の園児数の20から30%と見込んでおります。仮に4園20%で計算いたしますと62人、30%で計算いたしますと94人というものを見込んでおります。

以上になります。

○議長（住田英次） 6番曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 次は、職員の勤務体制について何点か教えてください。

現在、平日は年齢別のクラス単位での保育だと思うんですが、現在土曜日は年齢関係なく全員を保育士で見ているのかどうか、その場合、保育士1人に対する子どもの数の基準は決めているのかどうか。

それと、現在土曜日全員で見ているっていうことであれば、土曜日午後を実施する場合も一斉に見るのかどうかという点。

それから、現在土曜日は子どもを見ている保育士以外に何人の職員が勤務しているのかという点。

次、土曜日午後6時15分までにした場合、土曜日勤務している職員は終日で勤務時間プラス時間外勤務とするのか、それとも早出遅出等で対応して交代制にするのか。

次、ある程度余裕を持って来年度シフトが組めるのかどうか。

最後です。これも来年度のことですけれども、年休を取りやすい体制になるのかどうか。保育士自身が病気等で急に休みを取りたい、保育士のお子さんが急に病気等で休みにしなければいけない、こういった事態もあり得ます。そのとき出勤している職員で対応できるのか、休みの職員に出勤をお願いすることはないのかどうか。

以上6点、お願いいたします。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） それでは、お答えをいたします。もし答弁漏れがあれば、また御指摘いただいたらと思います。

まず、勤務体制と全ての子どもたちを一斉に見ているのかどうかというところですが、現在も一斉で見えておりますし、今後も一斉で見るということで考えております。

それから、職員が終日プラス時間外になるのか、それとも交代制になるのかというところですが、1週間、職員につきましては週38時間45分というシフトを組むような形になりますので、基本的には時間外勤務ではなくてシフトを組んで回すようにしたいというふうに考えております。

年休を取りやすい体制かどうかというところがあったかと思うんですが、こちらのほうは、先ほど申し上げましたシフトを組むというところで体制を整えていくという形になると思いますけれども、急な休み等につきましては、今と同じような形で調整はしていくようになるのではないかとこのように考えております。

それから、保育士以外に勤務している職員についてですが、補助の方と調理の方については保育士以外にも勤務はしております。

ほかに答弁漏れありましたでしょうか。

（「保育士に対する子どもの数の基準」の声あり）

失礼しました。子どもたちを見る基準ですが、基準につきましては年齢児ごとに応じた保育士の数が決まっておりますので、事前に申請をしていただいて、その中で職員を整えてシフトを組むという形になります。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） そういった点で、特に私が気になったのは、土曜日シフトを組んで交代制でやるとなると、職員がかなりの数、月にしますと出てくるようになって感じますので、そのあたり詳しいことを委員会のほうで説明できるようにしていただいとったらなと思います。

これ私最後、委員会に出れませんので意見になるんですが、前にも私、いろんなところで言っておるんですが、町のほうからやってくださいと言われると、難しいと感じていてもやります、やりますというのが、これ、私も勤務していた関係でそれを言

わざるを得ないというような形です。庁舎内の職員が、これだけの保育士がいるからできるであろうというのは計算上であって、現場は必ずしもそうではないということ。いろんな事態が起こった場合に想定した保育士では対応できないこともあるということで、私、来年することは喜ばしいことなんですけれども、町民の生活を守ると同時に、町長として職員も守っていただきたいということで、来年度それが始まったら、職員の声もしっかり取り上げて、負担が増えていないのか、増えていなかったらいいんですけど、負担が増えていったらどうしたらいいかということも考えていただきたいなと思います。

すいません、意見も言わせていただきましたが、以上で終わります。

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第55号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第55号松前町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書41ページをお開きください。

議案第55号について提案理由を申し上げます。

松前町国体記念ホッケー公園クラブハウスについて、有料公園施設とし、使用料を徴収するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章） 議案第55号について補足して御説明をいたします。

議案書は41ページ、参考資料は21ページです。

この条例は、本年7月に新たに設置した松前町国体記念ホッケー公園クラブハウスについて、10月1日から一般供用を開始し、有料公園施設として使用料を徴収するため、所要

の改正を行うものです。

参考資料の21ページを御覧ください。

クラブハウスの使用料は、使用時1時間当たりの電力使用料金を算出した金額を基に、1時間当たり300円とすることとしています。

議案書41ページ、42ページを御覧ください。

右側が改正前、左側が改正後です。

別表第1及び別表第3に、有料公園施設としてクラブハウスを追加し、使用料を1時間300円とし、注5の、入場料を徴収する場合に基本料金を倍額とする規定について、記述を適正に改めることとしています。

なお、この条例は令和7年10月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第55号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第11 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第11、議案第56号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の43ページをお開きください。

議案第56号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員石丸幸子氏が令和7年12月31日をもって任期満了となるため、後任委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものです。

内容につきましては、三原社会教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） それでは、議案第56号について補足して御説明いたします。

議案書43ページの提案理由のほうに記載のとおり、令和7年12月31日をもって現人権擁護委員の石丸幸子氏の任期が満了となるため、後任委員を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

後任候補者は、住所、伊予郡松前町大字筒井657番地2、氏名、矢野澄江氏、生年月日、昭和31年11月1日です。

議案書44ページには、参考として矢野澄江氏の経歴を記載しておりますので、御一読をいただければと思います。

以上で補足の御説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第57号 伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の変更について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第12、議案第57号伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の45ページをお開きください。

議案第57号について提案理由を申し上げます。

令和8年度から松山ブロックごみ処理広域化が開始されることに伴い、伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務を変更し、及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の一部を変更するに当たり、議決を求めるものです。

内容につきましては、渡辺町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） それでは、議案第57号について補足して御説明をいたします。

議案書45ページ、46ページをお願いいたします。

現在、伊予地区ごみ処理施設管理組合は、伊予市と松前町を構成団体として共同して事務の運用をしておりますが、令和8年度から松山ブロックごみ処理広域化が開始されるに当たり、一般廃棄物の焼却の権限を各市町に戻す必要が生じたため、共同処理する事務及び規約の一部を変更するものです。

規約の変更については、議案書46ページにありますように、第3条の、ごみを焼却するための施設とある部分を、ごみの中継施設と変更します。

なお、この規約は令和8年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第57号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第13 議案第58号 令和6年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第13、議案第58号令和6年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、決算の議案書3ページをお開きください。

議案第58号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和6年度歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、仙波出納局長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 仙波出納局長。

○出納局長（仙波晴樹） それでは、令和6年度松前町歳入歳出決算認定の内容について御説明いたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の定めるところにより調製いたしました。また、各会計の決算につきましては、令和7年7月16日から8月7日にわたり、安永監査委員、加藤監査委員により審査をしていただき、8月20日に審査意見書により報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

内容が多岐にわたりますので、歳入につきましては会計ごとに調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の歳入合計を、歳出につきましては会計ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の歳出合計をもって説明とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

なお、会計ごとに作成しています歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び111ページ以降の財産に関する調書については、決算の附属書類となりますので御参照いただきますようお願いいたします。

まず、一般会計です。

決算の議案書の7ページを御覧ください。

以下、9ページまでが令和6年度の決算の歳入になります。

9ページの一番下の段の歳入合計は、調定額145億1,239万27円、収入済額142億1,821万6,468円、不納欠損額316万4,792円、収入未済額2億9,100万8,767円です。

次に、10ページを御覧ください。

次の11ページまでが令和6年度の決算の歳出になります。

11ページ、一番下の段の歳出合計は、予算現額156億4,519万1,000円、支出済額136億5,284万1,645円、翌年度繰越額14億1,598万7,000円、不用額5億7,636万2,355円です。枠

外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は５億６,５３７万４,８２３円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、国民健康保険特別会計です。

７０ページを御覧ください。

令和６年度の決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額３２億３,３９２万５,１９０円、収入済額３１億８,６６９万９,５７３円、不納欠損額２１６万５,５２４円、収入未済額４,５０６万９３円です。

次に、７１ページを御覧ください。

令和６年度の決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額３０億９,４０５万８,０００円、支出済額３０億７,４２５万５,２８０円、翌年度繰越額０円、不用額１,９８０万２,７２０円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は１億１,２４４万４,２９３円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

８２ページを御覧ください。

令和６年度の決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額５億７,０９５万３,８６６円、収入済額５億７,０３８万２,５８６円、不納欠損額１万２,６５０円、収入未済額５５万８,６３０円です。

次に、８３ページを御覧ください。

令和６年度の決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額５億９,１００万３,０００円、支出済額５億５,３１６万４,３１１円、翌年度繰越額０円、不用額３,７８３万８,６８９円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は１,７２１万８,２７５円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定です。

８９ページを御覧ください。

令和６年度の決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額３１億１,１９７万４,１２８円、収入済額３１億９７３万３,２１６円、不納欠損額８２万８１２円、収入未済額１４２万１００円です。

次に、９０ページを御覧ください。

令和６年度の決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額３０億８,３９１万５,０００円、支出済額３０億３,８０１万３,３７７円、翌年度繰越額０円、不用額４,５９０万１,６２３円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は７,１７１万９,８３９円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

最後に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定です。

１０５ページを御覧ください。

令和6年度の決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額2,151万99円、収入済額も同額の2,151万99円、不納欠損額0円、収入未済額0円です。

次に、106ページを御覧ください。

令和6年度の決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額2,226万1,000円、支出済額2,047万762円、翌年度繰越額0円、不用額179万238円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は103万9,337円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

以上で内容について説明を終わります。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

**○監査委員（安永紀雄）** それでは、令和6年度松前町一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況審査について御報告をいたします。

決算書の242ページにあります審査意見書を御参照ください。

この審査意見は、監査委員2名の合議の結果であります。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証拠書類等について、関係帳票と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について確認し、関係職員からの説明も受け審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、計数は正確で、予算の執行状況についても適正であると認められました。

審査意見の概要について申し上げます。

244ページをお願いします。

財政運営について、主要な財政指標は良好な状態にあると認められますが、経常収支比率につきましては、前年度の86.9%と比べて5.3ポイント増の92.2%となっています。これは、社会保障関係費の増加のほか、人事院勧告による会計年度任用職員の人件費の増加などによるものでありますが、社会保障関係費は今後も増加することが見込まれますので、全国の類似団体の状況なども踏まえながら、適正な範囲を維持するよう努めてください。

次に、246ページをお願いします。

歳入について、歳入の根幹をなす町税において、昨年度実施された定額減税などにより1億398万9,533円減少しています。徴収率はほぼ変わらない状態となっており、納税の公

平性を確保するため、納税者の推移や動向を分析し、より効果的な徴収方法の見直しや、今後予想される納税者数の減少といった問題にも目を向け、徴収率改善のための新たな方策の検討などに努めてください。

次のページをお願いします。

歳出について、性質別では全ての項目が増加しています。少子高齢化社会の進展に伴う社会保障関係費の増加や老朽化する公共施設の対策など、今後も高い水準での経費負担が見込まれますので、こうした状況に対応するため、これまで行ってきた経費節減に加え、業務の内製化や互換性といった点に目を向けた組織運営を進めるほか、D Xを更に推進し、各部署の業務を横断的に見直すことで、無駄をなくし、職員の負担軽減と業務効率の向上に努めてください。

最後に、行政運営において、事務事業シートは非常に重要なツールとなっています。その活用方法を更に一步進めることで、町の未来を見据えた、より戦略的な行政運営が可能になると考えられます。事務事業シートにおいて示している課題を単なる現状分析に留めず、未来志向の視点で活用し、そこから導き出される新たな改革案を積極的に実行に移していただきたい。

以上で令和6年度松前町一般会計、各特別会計の審査報告を終わります。

○議長（住田英次） 監査委員の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第58号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第59号 令和6年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第15 議案第60号 令和6年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第14、議案第59号令和6年度松前町水道事業会計決算認定につ

いて及び日程第15、議案第60号令和6年度松前町下水道事業会計決算認定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 決算の議案書263ページをお開きください。

議案第59号及び議案第60号について一括して提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、松前町の水道事業会計、下水道事業会計の令和6年度決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、住田上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） それでは、令和6年度松前町水道事業会計決算について補足して説明いたします。

決算の議案書266ページをお願いします。

決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入の決算額は5億8,997万5,025円となりました。支出の決算額は4億1,940万2,617円、不用額は2,231万9,383円となりました。

267ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入の決算額は22億1,783万5,500円となりました。支出の決算額は23億9,994万8,039円、翌年度繰越額は19億1,462万9,000円、不用額は1,855万1,961円となりました。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し1億8,211万2,539円の不足となりますが、267ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,303万8,823円、過年度分損益勘定留保資金3,904万6,778円及び建設改良積立金1億2,002万6,938円で補填しました。

続きまして、268ページ、269ページをお願いします。

損益計算書について説明いたします。

当年度は、269ページの2行目にありますように537万5,571円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金1億1,066万835円及びその他未処分利益剰余金変動額1億2,002万6,938円を加え、当年度未処分利益剰余金は2億3,606万3,344円となりました。

続きまして、270ページをお願いします。

剰余金計算書になります。

こちらは、273ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況を表していますので

御参照ください。

続きまして、271ページをお願いします。

剰余金処分計算書（案）になります。

こちらは、剰余金等の処分計算について表しているもので、資本金への組入れとして、1億2,002万6,938円を処分させていただくこととしています。

続きまして、272ページ、273ページをお願いします。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部について、1 固定資産及び2 流動資産の資産合計は84億6,680万4,875円となりました。

続いて、273ページの上段、負債の部について、3 固定負債、4 流動負債及び5 繰延収益の負債合計は64億8,862万6,145円となりました。

続いて、資本の部について、6 資本金及び7 剰余金の資本合計は19億7,817万8,730円となり、負債と資本の合計は資産合計と同額の84億6,680万4,875円となりました。

次の274ページ以降につきましては、会計方針に至る注意事項や事業報告書、キャッシュフロー計算書や収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で水道事業会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、令和6年度松前町下水道事業会計決算について補足して説明いたします。

決算の議案書314ページをお願いします。

決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入の決算額は4億9,474万5,488円となりました。支出の決算額は3億9,282万6,195円、不用額は1,402万1,805円となりました。

315ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入の決算額は3億3,385万1,520円となりました。支出の決算額は5億7,609万7,207円、翌年度繰越額は3,980万円、不用額は2,083万5,793円となりました。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し2億4,224万5,687円の不足となりますが、315ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,132万7,697円、当年度分損益勘定留保資金1億492万9,567円、当年度分未処分利益剰余金5,017万7,370円及び減債積立金7,581万1,053円で補填しました。

続きまして、316ページ、317ページをお願いします。

損益計算書について説明いたします。

当年度は、317ページの2行目にありますように9,059万1,596円の純利益となりました。

た。これにその他未処分利益剰余金変動額 1 億683万861円を加え、当年度未処分利益剰余金は 1 億9,742万2,457円となりました。

続きまして、318ページをお願いします。

剰余金計算書になります。こちらは、321ページの貸借対照表における 7 の剰余金の変動状況を表していますので、御参照ください。

続きまして、319ページをお願いします。

剰余金処分計算書（案）になります。こちらは、剰余金等の処分計算について表しているもので、未処分利益剰余金のうち減債積立金への積立てとして9,059万1,596円、また資本金への組入れとして 1 億683万861円をそれぞれ処分させていただくこととしています。

続きまして、320ページ、321ページをお願いします。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部について、1 固定資産及び 2 流動資産の資産合計は87億252万3,139円となりました。

続いて、321ページの上段、負債の部について、3 固定負債、4 流動負債及び 5 繰延収益の負債合計は73億5,289万4,214円となりました。

続いて、資本の部について、6 資本金及び 7 剰余金の資本合計は13億4,962万8,925円となり、負債と資本の合計は資産合計と同額の87億252万3,139円となりました。

次の322ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、キャッシュフロー計算書や収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で下水道事業会計の決算の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄） 令和 6 年度松前町水道事業会計及び令和 6 年度松前町下水道事業会計の決算審査について、御報告いたします。

決算書の295ページ及び345ページにあります審査意見書を御参照ください。

この審査意見は、監査委員 2 名の合議の結果であります。

審査の方法は、町長から提出された決算書が各事業の財政状態及び経営状況を適正に表示しているか、また経済性の発揮及び公共の福祉を増進するように経営が行われているかどうかを検証するため、決算書、会計帳票及び証拠書類と照合確認を行うとともに、担当職員からの説明も受け、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令の規定に基づいて作成されており、計数は正確で、各事業の経営成績及び財政状態が適正

に表示されているものと認められました。

初めに、水道事業会計の審査意見の概要について申し上げます。

300ページをお願いします。

資本的収支は、資本的収入が22億1,783万5,500円で、これに対する資本的支出は23億9,994万8,039円となることから、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億8,211万2,539円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額・過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填されています。前年度に比べ建設改良工事が増加したことで財源対応も含め、収入・支出ともに増加しています。引き続き第6次拡張事業の浄水場施設など建設に伴う資本費の増加が見込まれますので、最適規模の施設による効率的な運営を目指すとともに、長期的な財政計画に基づいた安定的な経営に努めてください。

302ページをお願いします。

収益的収支は、総収益が4億1,157万4,628円で、これに対する総費用は4億619万9,057円であることから、純利益は537万5,571円となっており、前年度に比べ1,381万8,539円悪化しています。これは、主に配水・給水設備の修繕費や企業債利息の支払いが増加したことによるものである、今後も給水人口の減少など、収益的に厳しい状況が予想されますので、経常経費の削減や徴収率向上などの経営改善に向けた取組に努めてください。

経営の健全性を示す経常収支比率は101.4%となっており、健全経営の水準とされる100%を超えているものの、前年度に比べ3.59%悪化しています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は98.6%で、前年度に比べ4.49%悪化しており、事業に必要な費用が給水収益で賄い切れていない状況となっています。令和7年度から水道料金の改定が行われているため、今後の経営改善状況をしっかり分析してください。

最後に、安全な飲料水を安定的に供給できる基盤づくりを目指し令和3年3月に策定された松前町水道事業経営戦略が令和6年3月に見直されています。この経営戦略の基本方針に基づいた計画的な経営の実行と経営環境の変化に対応する質の高い見直しにより、将来にわたって安定的な事業継続を強く期待します。

続きまして、下水道事業会計の審査意見の概要について申し上げます。

347ページ及び348ページを御覧ください。

昨年度実施した主な事業は、事業計画区内未整備地区の管渠新設工事であり、計画的に推進していることから、着実に整備率及び普及率を伸ばしており、整備区域の拡大に伴い有収水量は増加しています。

また、水洗化率については81.7%と、前年度に比べて1.6%減少しています。収益の基盤である下水道使用料を着実に徴収できるよう整備済区域における未接続世帯の早期接続の促進を図り、より適切な運営に向けて経営努力を続けてください。

350ページをお願いします。

資本的収支は、資本的収入が3億3,385万1,520円で、これに対する資本的支出は5億7,609万7,207円となることから、資本的収入額が資本的支出額に不足する2億4,224万5,687円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額・当年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

352ページをお願いします。

収益的収支は、総収益が4億8,099万4,034円で、これに対する総費用は3億9,040万2,438円であることから、純利益は9,059万1,596円となっており、前年度に比べて1,623万9,265円減少しています。

収益的収支には一般会計が負担している経費が含まれているため、今後も適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則に立ち、経営の健全化に努めてください。

次に、354ページをお願いします。

下水道使用料は、未収納額が増加しているため、引き続き未収納額の回収に努めてください。

企業債の現在高は、減少してきていますが、今後も動向に注意しながら運営を続けてください。

最後に、水質保全と美しく快適な居住環境づくりの計画的推進を目指し、令和3年3月に策定された松前町下水道事業経営戦略が令和7年3月に見直されています。この経営戦略の基本方針に基づいた事業推進に努めるとともに、決算分析や社会状況の変化を捉えた事業検証を行うことにより、将来にわたっての安定的な事業継続を強く期待します。

以上で令和6年度松前町水道事業会計及び令和6年度松前町下水道事業会計の審査報告を終わります。

○議長（住田英次） 監査委員の報告を終わります。

議案第59号について質疑を行います。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 課長にお伺いしたいんですけどね、有収率について。

まあ、あの全国的に見ても松前町は高いと言われておるんですけど、まあ、あの来年の4月ですかね、浄水場もできて、これで松前町全体が高い、高いというか、きれいなお水が飲めるんで水道代も多分上がると思うんやけど。そこでですね、この有収率が高いのは高いんやけど、もっと努力して、これをなるべく100に近いような形にちょっとやっていただくと。これ企業会計なもので、この漏れよる水も水道代を払う人の負担になってくるわけよね。今10%ぐらい漏れよんやけど、どこぞで漏れよると思うんやけど、有収率をもっと上げるような方策っちゅうか、あれはないんかお聞きしたいんですけど。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 近年の有収率は約90%ほどとなっております。

工事のときの管を洗浄する水とかいろいろなものがありますので、どうしても最高でも90後半ぐらいが現実的な数字になるんですけれども、それに向けての努力といたしましては、やはり一つは漏水調査をして、地下で目に見えないところで漏水しているのを発見して、それを速やかに修理を行うのが一番最適な方法であります。これにつきましても費用がどうしてもかかりますので、それにつきましては財政状況も見ながら行っていくという予定にはしておりますけれども、今後につきましても有収率の上昇に向けて調査であったりとか、漏水が発見されれば速やかに修理を行うといったような努力をして、有収率の改善に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 来年また値上げもされていくんで、高い水道代、まあ、よそと比べたら安いのかも分かりますけど、松前町にとっては高い水道代になって、これが企業会計なもので、その上水道を引きよる人の負担になるべくならんようにね。まあ、100とは言わんですけど、これをぼちぼち上げていって来て、町民負担がなるべく少ないように。ぜひお願いします。

以上です。

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第59号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第60号について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第16 議案第61号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第17 議案第62号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第18 議案第63号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第19 議案第64号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第16、議案第61号令和7年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第17、議案第62号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第18、議案第63号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号及び日程第19、議案第64号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 予算の議案書の3ページをお開きください。

議案第61号から議案第64号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、5ページをお開きください。

令和7年度松前町一般会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2億958万円を追加し、総額を151億8,348万円とするものです。

以下、補正予算の主要事項につきましては、参考資料により御説明をいたします。

参考資料の23ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、防災・減災の促進のために令和2年度から県と共同で運用している被災者支援連携システムの保守のサポート期間が終了することに伴い、引き続き県と共同でシステムを運用するため、次期クラウド型被災者支援連携システムを導入します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、障がい児支援の充実のため、ゼロ歳から2歳児までの第2子以降の児童が児童発達支援事業所等を利用する場合の利用者負担を無償化するための補助金について、利用者が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加します。

また、子育て支援の充実では、出産世帯奨学金返還支援補助金と養育医療給付費が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加します。

また、健康づくりの推進では、出産後の母子とその家族を支援するための産後ケアの利用者が当初の見込みを上回るほか、公衆衛生の向上と増進のため実施する予防接種についても、ヒトパピローマウイルス感染症や帯状疱疹などの予防接種利用者が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加いたします。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、まさき幼稚園の施設整備として、園児の教育環境の向上と安全性の確保を図るため、幼稚園敷地の拡張に伴う園庭及び駐車場の整備工事を実施いたします。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業生産基盤整備の推進のため、西高柳下井戸揚水機及び中川原新田揚水機の改修工事を土地改良事業として実施します。

また、農業の振興では、女性の就農促進を図るため、農業法人が女性農業者の労働環境を向上させるために実施する施設整備に必要となる経費の一部を補助します。

また、認定農業者等に対し、経営規模の拡大や経営改善に取り組むための農業用機械・施設の整備に必要となる経費の一部を補助するほか、担い手不足の緩和を図るため、新たに農業支援サービスを立ち上げる町内の事業者に対し、サービスを提供するための農業用機械の整備に必要となる経費の一部を補助します。

そのほか、全農えひめなどで構成する愛媛野菜広域事業共同体が実施する愛媛野菜広域集出荷施設の建設事業に対し補助金を交付します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、空家の利活用や除却を促進するため、町内全域の空家を調査し、データベース化を行います。

また、松前港の安全性を確保するため、松前港内の荷上場について、現在無願埋立状態にあることから、今後、県が実施する補修工事に先立って必要となる原状回復免除申請図書を作成します。

そのほか、ふるさと納税について、当初の見込みを上回るペースで寄附をいただいていることから、想定寄附額の7,000万円を1億5,200万円に上方修正し、これに伴い必要となる返礼品などの経費を追加します。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が8,808万6,000円の増、一般財源が1億2,149万4,000円の増となっております。

続きまして、予算の議案書25ページをお開きください。

議案第62号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万7,000円を追加し、総額を29億4,616万2,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書37ページをお開きください。

議案第63号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431万5,000円を追加し、総額を5億9,625万4,000円とするものです。

続きまして、49ページをお開きください。

議案第64号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,171万7,000円を追加し、総額を31億4,457万9,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第61号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第62号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ちょっと、あの、総務課長か町長かにお聞きしたいんですけどですね、僕の認識違いならすいません。国民健康保険、これですね、国会で決まったんかどうか知らんけど、子ども・子育て支援事業費補助金、これが追加されますよね。後期高齢者のほうからも何ぼかいただくということで。国のほうが。ちょっと、僕、素人考えで悪いんですけど、国民健康保険の趣旨としてね、これはみんながお金出し合うて、医療費に係るお金とかみんなで負担しようというのが国民健康保険の、僕、趣旨や思うんですよね。国民健康保険から子ども・子育てにお金を出すじゃのというんは、こんなことを言うたら悪いけど、目的外使用かなと思うんですけど。僕の認識が違うとったらちょっと説明してくださいや。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） 子ども・子育て支援金制度に関してになりますけれども、議員さんのほうから目的外使用ではないかという御指摘を受けております。確かに、国会の議論の中でも議員さんがおっしゃられるような目的外使用に当たるのではないかというような議論もあったようです。ただ、そういった議論を踏まえながらも、結果としましては子育てあるいは人口減少に対する支援をするために、全世代、経済全体で支援をしていくことが必要であるということで法律のほうが制定されまして、その法律に基づきまして本市といたしましては保険者に当たります国民健康保険あるいは後期高齢者保険のほうで徴収金のほうを頂戴いたしまして、国のほうに納付をするという事務処理をさせていただいたというふうに考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、一定国民健康保険はこっち置いて、百歩譲って分かったとしてもね、議案第63号になるのかな、後期高齢者、ここからもお金をいただくということなんやけど、これはまた不公平生みますよね。僕国会議員じゃないけん、こんなことここで言うてもいかなのやけど、後期高齢者からお金を子ども・子育てのお金に充てましようということは、後期高齢者以外の人は払わんでええ、言うたら国民健康保険から取るということかな。両方合わせてもう国民全員からこれを取る言うたら失礼なんやけど、負担してもろて子ども・子育てに充てましよう言うんやけどね、ちょっと、なかなか、僕の考えでは目的外かなと。最初の趣旨、そういう税に対しての趣旨がちょっとずれて、取りよいところから取ろかと、国民全員からもらおうかというのはなかなか納得できんし。これを各自治体の議会で賛否問うということなんやけど、これ、ほかの自治体がどんなことして、県も認めたんかどうか知らんけど、なかなか僕は容認できんのやけど、そこら上手に説明していただいて、納得できるような説明をいただいたら大変うれしいです。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） 御意見ありがとうございます。

後期高齢者のほうについても目的外使用というような御指摘もありましたけれども、最初に申し上げましたとおり、国といたしましては全国民、全経済団体含めて子育てのほうの支援をしていこうというところをつくった制度になります。先ほども申し上げましたが、今回議会のほうで御審議いただきたいのは、この法律に基づいて国に納付するための徴収金を集めるシステム等の改修に係る御審議をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、そのシステム代を各自治体で払いましょうということですか。国が勝手に決めて、国がそれを徴収しましょうということやけど、それは各自治体でその徴収のシステムとかそんなお金はおたくのほうで出しなさいよという認識で構わんですか。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） 今回のシステム改修に係る費用につきましてはそれぞれ国保会計と後期会計のほうで計上させていただいております。支出予算のほうも町で計上しておるんですけれども、歳入のほうも全額国のほうで見ていただけるということで、歳入歳出同額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第63号について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第64号について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の予算決算常任会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑

9月8日（第2号）

令和7年第3回松前町議会定例会会議録

令和7年9月8日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松 知之	2番 池内 邦仁	3番 池田 幸子
4番 西村 元一	5番 渡部 恵美	6番 曾我部 秀司
7番 住田 英次	8番 田中 周作	9番 城村 トキ子
10番 影岡 俊範	11番 稲田 輝宏	12番 村井 慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤 博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村 元一 9番 城村 トキ子

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	金 子 貴 徳
産業建設部長	山 田 善 仁
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	中 村 明 博
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	柏原 正
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	坂本 礼子

令和7年第3回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 2

令和7年9月8日（月）

午前9時30分

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（提出順位）

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告します。

4 番西村元一議員、9 番城村トキ子議員から欠席届が提出されています。

午前 9 時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

14番加藤博徳議員、1 番重松知之議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第 2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑でございます。これから私の一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

まず、避難所運営についてということで、酷暑期の避難所から見えてくる今後の課題はということで御質問させていただきたいと思います。

御存じのように災害は、特に地震による災害は、いつ起こるか事前に予測できませんし、季節も選べません。ただ、これまでの大規模地震による災害の発生は冬場に多く、避難所運営も防寒中心、寒さ対策のものが多かったように感じます。

しかし、西日本豪雨による災害のときは夏場の避難所運営となり、体育館内の温度調節、食事管理など、冬場にはない注意点、苦労があったことを、災害発生後 1 週間のときに訪問した折に私は知りました。また、最近では毎年のように厳しくなる夏の酷暑時の避難所の環境について、多くの課題があると感じております。

また、ちょうど 7 月に行われた、私の所属している松山市の防災関連の講演会で聞いた講習内容からヒントを得ましたので、特にそこで紹介したいと思います。

昨年行われました大阪府の八尾市の酷暑期の避難所演習から、今後の酷暑時の避難所の在り方について、実験データや参加者アンケートを通して、平常時には考えておくべきこ

とが多いことに気づきました。

演習内容は以下のとおりで、実施時期は令和6年7月27日の12時から翌の28日11時となっております。また、実施場所は八尾市です。また、参加者は70名と色々な方々が入っております。

当日、市内は35.8度の最高気温を示し、電気、水道ありではあったんですが、エアコンなしの体育館の中での宿泊演習で暑さ指数は32.8度、また熱中症警戒アラートを発表するぐらいの33度に相当しておりました。睡眠を妨げる暑さ、音、光はもちろん床の硬さなど、悪条件をどう緩和させていくか、これらを通し多くの課題が見えてきたことでした。

また、先日のカムチャッカ半島大地震の津波避難時の思わぬ移動時の事故や待機中の体調悪化など、指定避難所への移動、待機などがベストなのか、課題も多かったようです。

これらの解決に対し、具体的な対処法など、今後の避難所運営全体を通して町の考えをお伺いしたいと思いますが、特にまた昨日防災訓練をいたしまして強く感じたことなんですが、そこに展示されておりましたテント等、これらもまた非常に中も暑く、また入り口のところがプライバシーをなかなか守れないような状況を感じました。

そういうことで、酷暑時の体育館内の、あるいはその避難所、その問題というのは非常にいろんな課題を抱えていると思います。今後の避難所運営全体を通して、町の考えをまずお伺いしたいと思います。

1 問目の質問といたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 避難所運営についてお答えいたします。

まず、議員御指摘のとおり、災害は季節を問わず、いつ発生するか予測が困難であり、避難所の環境整備や運営体制については、多様な状況を想定した備えが必要であると認識しています。

ただ、これまでは長期間の避難所運営が想定される大規模な地震が偶然にも冬季の発生が多かったため、避難所運営の課題として防寒対策が上げられてきましたが、近年の気候変動の影響で、平成30年の西日本豪雨災害のような甚大な被害を伴う災害が夏季に発生することにより、真夏の避難所生活の長期化が現実となり、酷暑対策の重要性が高まっています。

松前町でも、平成24年に夏場の防災キャンプを実施していますが、議員が紹介された大阪府八尾市での酷暑期避難所演習における実践的な検証は、今後の備えを考える上で非常に参考となるものであり、本町としてもこうした先進的な取組を注視してまいります。

次に、本町では現在、指定避難所の酷暑対策として体育館施設に早期の空調整備を検討しているところです。避難所利用が想定される体育館については、災害時の稼働確保を前

提に、電気式かガス式かといったランニングコストと災害体制の両面から慎重に比較検討を行っており、必要な財源確保と併せて整備を進めたいと考えています。

また、避難所環境の整備は、設備面だけではなく、熱中症リスクやプライバシーの確保、生活衛生、食事提供体制などソフト面の充実も重要であり、現在策定している避難所運営マニュアルの中で、夏季、冬季、それぞれの対応方針を明確にしていきたいと考えています。

さらに、高齢者や障がいのある方など避難に配慮が必要な方々については、先日のカムチャッカ半島大地震の事故の例もあることから、移動時や待機時の安全確保についての対応も必要と認識しております。

災害発生時の避難は、原則徒歩という大前提はありつつも、避難に配慮が必要な方々の迅速な避難や広域避難を行う移動手段として、また車中泊による避難場所として、災害時における車の使用に関するルールづくりを今後検討していくほか、並行して福祉避難所や在宅避難者支援の体制強化にも取り組んでまいります。

本町としましては、今後もハード、ソフトの両面から、誰一人取り残さない避難所運営の実現に向け、地域住民や関係機関と連携しながら実効性のある体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 私の質問の内容に対して、非常に具体的に、かついろいろな面で検討していただいているということを回答していただきましてありがとうございます。

その中でですね、今までの考え方として、避難所っていうのはどうしても公共的なところになりますので、大きな場所とか、あるいはそこへ行くまでに各個人がその道中とかそういうところで非常に事故に巻き込まれやすいし、また車中泊というような考え方についても、以前はなかなかそれはエコノミー症候群とかいろんな問題があるということなるべく避けてきたんですけれども、いろんな形でそれぞれの問題に対処して考えれるようになったことは、非常に私はよかった点ではないかなというふうに考えております。

それでまた、次の質問と関連しますので、これに関してはちょっと一部空調関係についてもお答えが入っておりましたので、続きまして第2の質問に移らせていただきたいと思います。

指定避難所の環境についてということで、先ほどのお答えにもちょっと重複することになるかもしれないんですが、あえてちょっと深めていきたいと思います。

災害関連死に直結しかねない避難所の環境の改善についてということで、1つ目の質問から見えてくる指定避難所の、特に小中学校の体育館の室内温度や湿度に関して、最近の温暖化による影響を考慮して、いかにコストを抑えつつも快適空間をつくり出すかについ

て、しっかりと検討すべきときに来ているのではないかと感じております。

非常時、災害時には地域の避難所として使用され、かつ平常時に常時、小中学生のスポーツ、イベントの開催場所、部活動の練習場所などと利用される時間も長くなっております。酷暑時に屋外練習もできない夏休みなどでも、空調設備を整えることで利用できるようにもなります。体育館の屋根は外気の影響を受けやすいですが、その素材を変えることで室内の気温の上昇を緩和することができます。また、壁面に水流パイプを通すことなどで空調施設としてエアコンのような働きをするシステムになっているような熊本県宇土市の体育館の事例などもあります。これは、何か八幡浜のほうの体育館で実際に使われてるということで、その検証を私のほうもしておりませんでしたので、またそこら辺も含めてお答えいただけたらと思うんですが。

エアコンのみでの対応というのは、広さもありますし、どうしても空気が上に上がってしまいますので、広さも台数も増やしての設置になりますと、コスト面、工事面、メンテナンス、メリット、デメリットがあると思います。いずれにしても、体育館の空調環境など本格的な実施に向けて動き出す時期に来ているのではないかと思います。町のお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 指定避難所の環境についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の猛暑の常態化や気候変動の影響を踏まえれば、災害時の避難所としての機能確保に加え、平常時における教育活動や地域利用の質を高める観点からも、体育館等の熱環境改善は喫緊の課題であると認識しております。

先ほどの質問で答弁しましたとおり、現在指定避難所となっている町立の体育館について、段階的な整備の検討を開始したいと考えております。体育館は構造上、外気や太陽熱の影響を大きく受けやすく、単に空調機器を増設するだけでなく、屋根や壁面の素材、構造、遮熱対策といった受動的な熱対策も併せて検討する必要があると考えております。

議員御紹介の熊本県宇土市のような、壁面に水流パイプを通す放射冷暖房や、屋根断熱塗装などの事例は非常に参考になるものであり、今後の実施計画を検討する際の選択肢の一つとして調査研究を進めてまいります。

また、空調の導入は、災害時の避難環境の向上のみならず、夏季の部活動、学校行事の継続的な実施や高齢者の健康教室、地域イベントの開催場所としての利活用にも大きく貢献するものです。平時、非常時、双方での有効活用という観点から、設備投資に係る費用対効果や維持管理コスト、更新時の対応も含め、トータルでの持続可能な整備手法を検討してまいります。

今後は、国の補助制度の活用も視野に入れつつ、段階的な整備に向け優先順位の整理を行い、早期整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） それで一応、国の補助制度を活用しながら、これは大きなコストのかかるものですが、やはりもう毎年のように気温も上がり、この温暖化というのはこれはもう止められない状態なのかなということで、それを考えますと、災害時に二重災害のように、その温度、温熱で私たちはそれに対して対策を考えておかないと、住民の命を守るという観点からいっても、これは本当に喫緊の課題ではないかなと思います。

それで、多分国の対策で、ちょっと私も以前、その当時石破総理で、昨日ちょっと引退されるようなことでしたけど、その石破総理の話の中で、非常に防災対策ということで大きな補助金も出しながらやっていくということ、多分所信表明の中でも出されてたような気がいたしますので、非常に期待をいたしております。

町長として今後、先ほどのお答えとちょっと重複するんですけど、どのような感じで今後これに対して町として考えておられるか、もしよろしければお答えいただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。

まず、国の補助金についてなんですけども、こちらが体育館等空調設備整備臨時特例交付金というものが、令和6年度の補正予算で国のほうで措置をされました。一応、令和15年まで継続するというので動いておりますので、文科省のこの国庫補助を取りに行こうかなというふうに考えております。

この補助の内容が、2分の1補助で条件が7,000万円になります。加えて、この7,000万円が上限なんですけども、その裏の単費の部分については、緊急防災・減災対策債と緊自債のほうが使える見込みになっておりますので、実質的には以前よりも自治体の負担というのは減ってきています。今、例えば1億円空調設備に要としたら、25%負担になる2,500万円ぐらいで整備が可能というふうになってきております。

この状況を踏まえまして、小・中で6校あります。加えて、その松前総合体育館がありますので、一括でやるのがいいのか、小学校、中学校、総合体育館と段階的にやるのがいいのか、そしてまた電気式、ガス式というお話もありましたけども、熱源の、エネルギーのリスク分散のところも考えたいというふうに思っておりますので、加えて藤岡議員が紹介していただいた輻射式の、放射式のエアコンの導入というのも視野に入れて、複合的に考えたいと思っております。

まずは、小中学校の体育館の整備から取りかかりたいというふうに考えているところで

ございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 私も、小中高は避難所だけでなく、いろいろなふだんから使うときの夏場の利用のことを考えますと、それが優先順位としてはいいのかなというふうに考えます。ぜひ、喫緊の課題として、国の補助を受けながらも、しっかりと対策していただく、町の方針を進めていただくことをお願いしたいと思っております。

私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党、影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初め、1問目、自治体業務改善の進捗について、ノーコードアプリの活用実績はということで質問をさせていただきます。

ノーコードアプリは、プログラミングの知識がなくても、マウス操作やドラッグアンドドロップで手軽に業務システムやアプリを開発できるツールであります。自治体においては、その特性を生かして様々な実務の効率化を図られているとされております。

その内容としては、1つはオンライン申請システムの構築、また書かない窓口の実現、紙帳票の電子化と集計作業の削減、業務プロセス管理アプリの作成、情報共有プラットフォームの構築、データ管理、そして集計業務の自動化、職員からの業務改善提案のシステム化、AIチャットボットの導入、災害時情報共有システムの構築、アンケートシステムの構築等々、様々な業務改善に活用されている事例があります。

本町での活用実績及び進捗状況、また今後どのようなことをやろうとしているかを問います。

また、本町で発生している誤送信や対象先の抽出エラー等は、アプリで住民データベースと送付する書類の種類をシステム上でひもづけさせ、通知書を印刷、発行する際に、Aさんの住民税決定通知書をAさんの住所宛てに送付するという情報がシステム上で一致しているかを自動的に照合させることができればなくせるはずであると考えます。

こうしたヒューマンエラーをなくす対策として、ノーコードアプリの活用は検討されているのかを問います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、自治体業務改善の進捗についてお答えします。

本町では、業務効率化と職員の生産性向上を目的に、ノーコードツールである `k i n t o n e` を活用した取組を進めています。

これは、専門的なプログラミング知識がなくても、職員自身が現場の業務に即したアプリを自ら作成、運用できる仕組みであり、行政のデジタル化を現場主導で推進する有効な手段の一つと考えています。

具体的には、現在マイナンバーカードの受取・更新予約の管理、健康ポイント事業に関する記録管理、カーブミラー点検業務の報告共有など、複数の業務においてk i n t o n eを活用し、事務の効率化、迅速化に取り組んでいるところです。

こうした業務アプリは、全て職員が自前で開発したものであり、業務改善に対する現場の意識と創意工夫が確実に広がってきていると感じています。

しかし、まだまだ使いこなせる職員に限られているのが現状であり、今後は全庁的に活用できる職員を増やしていきたいと考えています。

次に、議員御指摘の、誤送信や抽出エラー等についてですが、まず誤送信については、これはメール送信時におけるC C、B C Cの取り違いが原因でした。

対策として、送信前に宛先を確認するチェックボタンを設けたほか、送信後に一定時間の取消し猶予時間を設定することで、人的な確認ミスを防ぐ対応を実施しております。

また、今回の抽出エラーの事例は、死亡者と同姓同名の人物に誤って送付先が設定されたことに起因するものでした。このため、現在は氏名だけではなく生年月日や住所など個人を特定できる複数の情報を照合した上で送付先を設定するよう、業務フローを徹底しているところです。

今後、さらなる改善策があれば、デジタルの活用も視野に研究していきたいと考えています。

今後はさらに、k i n t o n eによるアプリ作成を自ら行える職員を増やしていくこと、そしてそのスキルを様々な業務領域に応用していくことを目指すとともに、できるだけ多くの手続をオンライン化し、住民サービスの向上と行政の効率化の両立を図ってまいります。

本町としましては、ノーコードアプリの活用を業務改善の手段として捉えるだけでなく、職員一人ひとりがデジタルツールを活用して主体的に業務を見直す文化づくりにもつなげていきたいと考えています。

今後とも、D Xの視点から実効性ある取組を継続してまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

いろいろ取り組んでおられるということがよく分かりました。D Xの推進というのは、最終的には住民サービスの向上ということにつながるわけですので、御説明もありましたが、各職員一人ひとりがそれを念頭に置いて、これからも日々このアプリ活用

ということについて意識を持って業務を推進していただいたらということを望みます。

続きまして、道路交通法改正について、自転車の道路交通法改正。

自転車の道路交通法改正は、大きく分けて2つの段階で施行されております。2024年11月1日施行で、自転車の運転中のながらスマホ、あるいは酒気帯び運転に対する罰則が強化されました。これらの違反を繰り返す運転者に対しては、自転車運転者講習の受講が義務づけられるようになっております。

次に、来年、2026年4月1日施行予定については、自転車の交通違反に対して、自動車や原付バイクと同様に青切符、交通反則通告制度が導入されます。これにより、16歳以上を対象に113の違反行為が青切符による取締りの対象となります。

青切符の制度の導入は、自転車利用の者全体の交通安全に対する意識を高め、重大な事故につながるおそれのある違反行為を抑制する狙いがあります。これまでは、口頭注意や警告にとどまるケースが多かった自転車の違反行為に対して、反則金という明確な罰則を設けることで、より厳格な交通ルールの遵守を促し、結果として交通事故の減少につながることを期待されております。

特に、死亡事故や重傷事故につながりやすい信号無視や一時不停止、携帯電話を使用する等々といった違反行為に対して重点的に取締りが行われることとなります。

行政の対応としては県主導と考えられますが、本町においても自転車利用者全体の交通安全に対する意識を高め、小中学生からの交通マナーと交通ルールの教育指導強化を行う考えはないか問います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 道路交通法改正に伴う小中学生への交通教育強化についてお答えいたします。

まず、自転車に関する道路交通法の改正につきましては、令和6年11月施行による、ながらスマホや酒気帯び運転への罰則強化、そして令和8年4月から予定されている青切符制度の導入と、段階的に制度が見直されてきているところであり、自転車利用に対する社会的責任がより一層求められる時代になってきていると認識しております。

特に、青切符制度の導入により、これまで指導や警告にとどまっていた違反行為についても、反則金という形で法的責任が課せられることとなり、交通ルールの遵守が一層強く求められるようになります。これは、重大事故の未然防止という観点からも重要な転換点であり、自転車が日常的な移動手段である本町においても、しっかりと対応していく必要があると考えております。

議員御指摘のとおり、取り締まりや制度の運用そのものは基本的には愛媛県警察や県の主導によるものとなりますが、町としても自転車利用者全体の交通安全意識の向上を図る

ことは非常に重要な行政課題であることから、特に小中学生といった次世代を担う若い世代に対しては、交通ルールやマナーの習得を知識としてだけでなく日常の行動として身につけられるよう、継続的な教育指導が不可欠であると考えております。

これまでも本町では、松前町交通安全保護者等の会や伊予交通安全協会の活動の中で、保護者の方の御協力の下、小中学校の児童生徒を中心とした交通安全教室や地域での見守り活動、交通安全指導員による声かけなどを通じて交通安全教育に取り組んでまいりました。

特に今年度は、7月に開催した松前町交通安全保護者等の会の総会において、伊予警察署署員による来年4月からの自転車への青切符制度の導入に関する講話を行うなど、新制度への啓発に努めているところです。

今回の法改正を契機として、学校、家庭、地域が連携した形で、自転車の新しい利用や危険な行為の認識を深める啓発、教育活動をさらに強化するためにも、広報まさきやホームページ、SNS等を通じて、町民全体に対しても分かりやすく改正内容を周知するとともに、保護者や高齢者など幅広い世代に対する交通安全意識の向上を図ってまいります。

今後とも、町民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりの一環として、自転車の交通ルールに関する啓発と教育の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 私の意図するところについて十分お答えいただいたと、そう思っております。

やはり、運転している運転者は、大人からすると本当に自転車のマナーの悪いところとか危険性というのを常日頃経験していると思います。そういった意味で、この自転車の交通ルールが強化されたということを、やはり住民に徹底すること、そして小中学生、ある意味純粋な、まだ罰を受ける対象ではないですけども、小中学生からマナー、ルール、これを徹底指導していただけることを期待しております。

以上であります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

2 番池内邦仁議員。

○2 番（池内邦仁議員） 議席番号2番、池内邦仁です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めます。

今回は、田中町長が掲げる5つのまちづくりのうち、希望が育つ真の教育の町のことについて、ハード面で2つの質問をさせていただきます。

真の教育の町のスローガンの中には、年少世代アスリートの発掘や障がい者スポーツの充実などに取り組むとありますが、まず1つ目として、2020年6月の一般質問でホッケー

公園体育館の新設について質問させていただきました。

そのときの回答では、最先端のホッケー場に見合った体育館とクラブハウスの機能を併せ持つ複合施設の整備を検討し、さらにはホッケー場の快適な利用や町民のスポーツ振興に資するとともに、障がい者や高齢者に配慮したバリアフリーの機能を有した施設の整備を計画していきたいとの回答をいただきました。

本町は、3月18日に日本ホッケー協会よりホッケータウンの認定をいただきました。これは、ホッケー競技の普及振興に実績がある、もしくは今後先駆的な取組が期待されているということでしたと思うのですが、既にクラブハウスは別に完成をしており、先日の中日本中学生女子ホッケー選手権大会では、早速審判員用の控室に利用されたようです。

ただ、残念なことに、7月に完成してこの暑い盛り、ホッケー場を利用する高校生の話では、まだ一度も利用したことがないというお話がありました。熱中症予防の観点からも、もっと柔軟に施設の有効活用を考えるべきでなかったかと考えます。

いずれにしても、今後も全国クラスの大会誘致を進めるのであれば、全国から松前町にやってこられた選手も含めた皆さんが、今後の大会はぜひ松前町でと言ってもらえるようにするためにも、複合的体育館の整備が必要ではないかと考えます。

また、ホッケー公園体育館は指定避難所でもあります。備蓄倉庫機能、空調なども備えた本当に複合的な施設が必要になると考えます。南海トラフ地震も危惧される中、施設の設置は早急に実施する必要があると考えますが、1年経過した今、具体的に計画はどの程度検討が進んでいるのかお答えください。

2つ目は、近年、年少世代で世界で戦える人材がたくさん出てくるのに合わせるように、競技人口も増えつつあります。中でも、アーバンスポーツ関連は、東京オリンピックで新種目としてスケートボードが追加されたことにより、特に目をみはるものがあります。

全国でも練習ができる施設もできているようで、2025年5月末で、協会調べでは四国に27施設、全国では522施設あるようです。高知県でも、来年4月の併用を目指してスケートパークが整備されているようです。このスケートパークは須崎市にありますが、スケボー、BMX、インラインスケート等の練習場に加え、周辺に遊歩道や休憩スペースを備え、誰でも利用できる交流の場とするとともに、パーク利用者と遊歩道活用者のコミュニケーションであったり、青少年の見回りの場とするためのものです。約4年半をかけ、5,800平米の土地に、これは土地代は別ですけども、11億8,000万円弱の費用で新設されるようです。

本町においても、7月23日に松前町アーバンスポーツパーク設立の会より施設の設置要望書が議長に提出されました。最近、町長の雑誌でのお話の中にも、西の浜のことである

とかアーバンスポーツについてもお話があるようですけども、希望が育つ真の教育の町を目指す今後の考え方についてお聞かせください。

以上、2点について、御回答よろしく申し上げます。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） スポーツ振興に係るハード面の整備のうち、ホッケー公園の複合施設整備についてお答えいたします。

まず、松前町国体記念ホッケー公園クラブハウスは、令和7年7月17日に完成し、8月15日から18日にかけて本町で開催された第55回全日本中学生女子ホッケー選手権大会において、大会実施本部、競技役員、審判員等の控室、救護室として活用することができました。

一般への供用開始は令和7年10月1日を予定しており、今後はホッケー公園施設を利用される高校生も含め、一般利用や大会、合宿参加者に大いに御利用いただきたいと思います。

ホッケー公園体育館については、令和6年6月議会で池内議員からの一般質問に答弁したとおり、町の指定避難所でもあり、ホッケー場にふさわしい複合的機能を持つ体育館の整備が必要であると考えています。

クラブハウスは体育館とは別に整備いたしましたので、現在、施設に必要な機能、国の補助制度、他自治体における類似施設の先進事例等の情報収集に努めているところです。

整備に向けては、既存施設を改修するか、新たに建設するか、財源をどう確保するかなど、検討すべき課題が多いことから、今後段階的に実現可能性の高い整備計画を策定していきたいと考えています。

今後も引き続き、ホッケーをはじめとする本町のスポーツ振興と地域防災力の強化を両立できるよう、着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 次に、御質問のうち、アーバンスポーツパークの整備についてお答えします。

8月4日に議会より御提出いただきましたアーバンスポーツパーク設立に係る署名につきましては、町として重く受け止めており、真摯に対応してまいりたいと考えております。

スケートボードやBMX、スリー・オン・スリー、パルクールなどのアーバンスポーツは、東京オリンピックで正式種目となったことを契機に、全国的にも競技人口が増加し、次世代を担う若い世代を中心に大きな広がりを見せています。四国各県をはじめ全国でも

施設整備が進んでおり、地域の新たなにぎわいや若者の定着にもつながる好事例が見られるようになってきています。

本町におきましても、昨年開催された子ども議会に端を発して設立された、松前町アーバンスポーツパーク設立の会から松前町議会への要望、さらには議会からも署名に込められた思いを真摯に受け止め必要な対応を講じるようにと正式に通達を受けたことから、アーバンスポーツパークの整備に向けた検討に本格的に着手する時期を迎えていると考えております。

まず、令和7年度においては、関連団体及び有識者並びに地域関係者などを構成メンバーとするアーバンスポーツパークの整備に向けた検討会を立ち上げ、設置目的、構成競技、整備候補地、規模、安全性、活用方法などについて幅広く御意見をいただきながら構想づくりを進めてまいりたいと考えております。

その上で、基本計画を策定し、設計、整備と段階的に進めていきたいと考えております。

なお、整備に当たっては、議員御指摘のとおり、町単独での実施は財政的にも難しいため、国等の外部財源の活用を前提として検討を進めてまいります。また、整備後の運営についても、地域スポーツ団体との連携や民間企業との協働を視野に、持続可能な運営モデルの構築を図ってまいります。

今回の提案は、単にスポーツ施設の整備にとどまらず、若い世代の声がまちづくりに反映される象徴的なプロジェクトであると捉えております。まさに、主権者教育として議会の皆様が子ども議会を開催した趣旨にも合致するものであり、町としても子ども議会をはじめとした若い世代の提案が実際の政策や施設整備につながっていくことにより、未来を担う子どもたち自身が自分たちの町に関わっているという当事者意識や誇りを持てる環境をつくっていくことが何より重要だと考えております。

アーバンスポーツパークの整備については、段階的に、そして着実に計画を進めてまいりたいと考えており、今後も町民の皆様と意見を交わしながら、未来を拓く、にぎわいと活力あるまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様には御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 丁寧な御回答ありがとうございます。

参考までに、須崎スケートパーク設置場所の決め手となったのが、やっぱり騒音等の問題、これもあることから人口密集地を避け、交通利便性や視認性の高さを考慮して最も効果的な場所を選んだというようなことを聞いております。

財源としましては、国補助費や新しい地方経済・生活環境創生交付金、こう言われるも

のや、あと県からもスポーツ推進交付金、こういったものを利用して今回策定するに当たったというような情報はいただいています。

ただ、これ順次進めていただけるということなんで、それで進める方向でいいと思うんですけども、先ほど藤岡議員からの御質問のときもありましたけども、優先順位がやっぱり必要じゃないかなということは考えます。

小中学校の愛媛県の体育館の空調導入率、これは21.8%ということですからかなり低い数字になってますんで、まずは避難所となっている小中学校の空調、これはやるというようなことで進めてもらうのと、先ほどありましたホッケー公園体育館、できれば新設でお願いしたいなというような形で私のほうでは考えてますけども、いろいろ考えるところがあると思いますので、皆さんの意見を集約していただいて、一番ベストな方法で今後進めていただいたらというふうに考えます。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 重 松 知 之

9月24日（第3号）

令和7年第3回松前町議会定例会会議録

令和7年9月24日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	金 子 貴 徳
産業建設部長	山 田 善 仁
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	中 村 明 博
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	柏原 正
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	坂本 礼子

令和7年第3回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 3

令和7年9月24日（水）

午前10時30分

開議

- | | | | | |
|-------|---------------|--|----|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | | | |
| 日程第2 | 議案第51号 | 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | | |
| 上程 | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第3 | 議案第52号 | 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例 | | |
| 上程 | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第4 | 議案第53号 | 松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | | |
| 上程 | 委員長報告（文教厚生） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第5 | 議案第54号 | 松前町立保育所条例の一部を改正する条例 | | |
| 上程 | 委員長報告（文教厚生） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第6 | 議案第55号 | 松前町都市公園条例の一部を改正する条例 | | |
| 上程 | 委員長報告（文教厚生） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第7 | 議案第57号 | 伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の変更について | | |
| 上程 | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第8 | 議案第58号 | 令和6年度松前町歳入歳出決算認定について | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第9 | 議案第59号 | 令和6年度松前町水道事業会計決算認定について | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第10 | 議案第60号 | 令和6年度松前町下水道事業会計決算認定について | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第11 | 議案第61号 | 令和7年度松前町一般会計補正予算（第4号） | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第12 | 議案第62号 | 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第13 | 議案第63号 | 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 議案第64号 | 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号） | | |

上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
追加日程第 1	議長辞職の件			
追加日程第 2	議長の選挙			
追加日程第 3	副議長辞職の件			
追加日程第 4	副議長の選挙			
日程第15	議選第 1 号	松前町議会常任委員会委員の選任について		
上程				
日程第16	議選第 2 号	松前町議会運営委員会委員の選任について		
上程				
日程第17	議選第 3 号	伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙		
上程				
日程第18	議選第 4 号	伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙		
上程				
日程第19	議選第 5 号	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙		
上程				
日程第20	議選第 6 号	伊予消防等事務組合議会議員の選挙		
上程				
日程第21	議員派遣の件			
	閉 議			
	町長挨拶			
	閉 会			

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

2 番池内邦仁議員、3 番池田幸子議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第51号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第51号松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第51号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第51号は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、これに準じ、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

審査において、委員からは、ポスターの掲示場数は63か所であるが、予備を作成した場合の扱いはとの質疑があり、ポスター掲示場枚数である63枚までは公費負担として交付、掲示場数を超える枚数分は自己負担になるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第52号 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第3、議案第52号松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第52号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第52号は、任意団体である松前町地域公共交通活性化協議会に松前町地域公共交通会議としての機能を持たせることによる松前町地域公共交通会議の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第53号 松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第4、議案第53号松前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第53号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第53号は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、町が乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに制定するものです。

審査において、子どもが体調不良になった場合の対応策を講じているかとの質疑があり、現在実施している保育の現場でも子どもが体調不良になった場合には対応しており、体制は構築できている。ノウハウのある職員もいるため同様の対応をしていきたいとの答弁がありました。

次に、乳児又は満2歳に満たない幼児を受け入れる場合は離乳食の時期に当たると思うが、給食はどのように対応するかとの質疑があり、給食の提供は必須ではない。利用対象の児童が低年齢であること、通常保育を受けていないということ、またアレルギー等のリスクもあるため実施の予定はないとの答弁がありました。

次に、月10時間までという漠然とした上限では、利用者側は分かりにくいのではないかとの質疑があり、利用に当たっては、利用者と面談を行い、利用できる日は国から提供される、こども誰でも通園制度総合支援システムにスマートフォン等から利用申請ができるため、利用時間の管理もできるとの答弁がありました。

次に、国の制度を基準にするものであるが、町として変更した点はあるのかとの質疑があり、公立、私立問わず乳児等通園支援事業を実施する上での基準となるため、基本的に

は国を基準としている。最低の基準になるもので、実施に当たっては各施設の運営方法等で改善できるとの答弁がありました。

次に、屋外遊戯場の設備基準の明記は必要ないのかとの質疑があり、国の基準でも屋外遊戯場の基準というものは設定がされていないため定めていないとの答弁がありました。

委員からは、予約システムでしっかり受入人数を計画し、安全性の確保、リスク対応に努めてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第54号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第54号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第54号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第54号は、令和8年度から松前町立保育所において土曜日の午後の保育を実施する

ため、所要の改正を行うものです。

審査において、土曜の1日保育を実施するに当たり、保育士の負担や園の運営について一部心配があるが、保育士一人ひとりにアンケート等で意見聴取を行ったのかとの質疑があり、保育士一人ひとりに対してアンケート等で意見は聴取していないが、毎月行われる所長会において協議し、所長から各園の保育士等に土曜の1日保育を実施する旨の情報は伝えているとの答弁がありました。

また、土曜の1日保育の実施については、保育士を集めて直接伝え、意思疎通を図るべきではないか。まだ時間があると思うので土曜日の1日保育の実施について、保育士一人ひとりの生の声を聞いて、違和感があるのであれば管理職から説明すべきであるとするのが時間的猶予はあるのかとの質疑があり、スケジュール的には条例の議決後すぐに来年度の園児募集となる。土曜日の1日保育が実施できていないのは近隣市町の中では本町だけである。保護者からのニーズもあり、近隣市町が土曜日の1日保育の環境が整っている中で本町が今後実施することについては保育所現場も十分理解していると思う。これから保育士一人ひとりの意見を聞き、集約し、考察してどのように土曜保育を運用していくかを協議していくことは時間的に厳しいが、11月頃を予定している面談の機会を捉えて、保育士への説明、周知はできると考えている。また、面談だけではなく福祉課で随時相談等を受ける体制を整えているほか、正規職員は自己申告書で様々な意見を聴取することができる。このような様々なツールを利用しながら現場職員の声を拾っていききたいとの答弁がありました。

次に、保育士の業務が増えると思うが、それを見越した保育士を確保できているのかとの質疑があり、土曜の1日保育が始まれば、土曜日に1日出勤して平日に1日休むこととなる。シフト等の割り振りを工夫すれば、現在の保育士と来年度の新規採用の保育士で土曜の1日保育は実施できると判断しているとの答弁がありました。

次に、土曜保育の利用は多い園もあれば少ない園もある。保育士はシフトを組んで対応するとのことだが、急な事情で勤務できなくなった場合等は代替りの職員が対応することになると思うが、その場合の取扱いはどうなるのかとの質疑があり、利用者数等を考慮し土曜日のシフトを組むことになるが、急な事情で出勤ができなくなることも想定した保育士の配置となるとの答弁がありました。

次に、土曜の1日保育が始まれば、私立保育所から町立保育所に園児が流れてくる可能性があるが、土曜日の利用園児数が増えれば、さらに保育士が必要になるのか。また、土曜日の1日保育が始まることで、土曜日にも働こうと思う家庭も増えると思うが、そのことも考慮しているのかとの質疑があり、土曜日の1日保育の利用率は、子ども・子育て支援事業計画策定の際に実施したアンケート調査、現在の土曜日の利用率、土曜日の1日保育を実施している近隣市町の公立保育所の利用率を勘案し、園児数の20%から30%と見込ん

でおり、現在の保育士と来年度採用の保育士で土曜日の1日保育は実施可能と判断しているとの答弁がありました。

次に、土曜日の休日に出勤した場合は、時間外勤務手当もしくはシフト勤務手当を支給しないといけないのではないかと質疑があり、保育士の勤務に関しては、一般の職員のように週休日が土曜、日曜のようにあらかじめ決まっているものではなく、年間52週、週38時間45分となるように勤務日を決めることで週休日が決まる。土曜日出勤が週休日に出勤したという概念ではないため、時間外勤務手当やシフト勤務手当は発生しないとの答弁がありました。

委員からは、今後も保育士に対するきめ細かな対応や、勤務体制に応じた手当を検討してはどうかとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案54号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第55号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第55号松前町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第55号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第55号は、松前町国体記念ホッケー公園クラブハウスについて、有料公園施設として使用料を徴収するため、所要の改正を行うものです。

審査において、1時間当たりの使用料300円が電気代とほぼ同じとなっているが、建設や維持管理費に係る経費は含まないのかとの質疑があり、建設費と今後50年間の維持管理費用を全て含め、50年間の利用見込み時間数を踏まえて算定しているとの答弁がありました。

次に、クラブハウスの管理体制について質疑があり、職員がほぼ毎日現地を巡回し、設備の確認などを行うとの答弁がありました。

次に、クラブハウスは目的や施設によって会議室やミーティングルームの要素を持つことがある。一般的な会議室などでは、基本料金に加えてエアコン使用時に料金を加算する方式を取っており、クラブハウスもそのような方式にしたほうが公平性があるのではないのかとの質疑があり、クラブハウスはほとんどの場合エアコンが利用されるだろうという想定に基づき、エアコンの電気代を含めた料金設定を行ったとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第57号 伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の変更について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第 7、議案第57号伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の変更についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る 9 月 2 日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第57号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第57号は、令和 8 年度から松山ブロックごみ処理広域化が開始されることに伴い、伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務を変更し、及び伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の一部を変更するものです。

審査において、委員からは、今後、伊予地区ごみ処理施設管理組合は存続するのかとの質疑があり、現在は中継施設として利用しているが、既存の焼却施設を取り壊した段階で解散する計画であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~


日程第 8 議案第58号 令和 6 年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 9 議案第59号 令和 6 年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第10 議案第60号 令和 6 年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第 8、議案第58号令和 6 年度松前町歳入歳出決算認定について、日程第 9、議案第59号令和 6 年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第 10、議案第60号令和 6 年度松前町下水道事業会計決算認定についての 3 件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る 9 月 2 日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第58号から議案第60号までの審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第58号令和 6 年度松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

審査において、花いっぱい事業について、温暖化の影響についての質疑があり、気温が高いことにより開花が遅れるものもあり、現在は二毛作で対応しているが三毛作に対応できる品種などを検討したいとの答弁がありました。

次に、観光団体育成について、観光協会がまだ自主運営できる状態ではないため補助が必要だと思うが、今後どのような部分を後押ししたいと考えているかとの質疑があり、自主的な財源確保ができるよう、資金確保につながるイベント等の提案をしていきたいとの答弁がありました。

次に、財政課の業務が増えており、労働時間も多くなっている。今年度の労働管理はできているのかとの質疑があり、昨年度は総合計画と総合戦略の見直しが重なり、担当者に業務負担をかけた部分があった。今年度は公共交通や観光イベントが移管され、また地域づくりの幅も広がっており、課題も抱えているが、担当者で対応できない部分は室長や課長でサポートしながら進めているとの答弁がありました。

委員からは、増員の検討や他部署の削減などを含め精査すべきであり、職員の労働管理をしっかりと行うようにとの意見がありました。

次に、D X推進における業務効率化の成果について質疑があり、アプリ作成の内製化により、パッケージソフトの購入費の削減やR P Aの導入によりデータ入力時間も削減できた。また、粗大ごみの申込み受付で435件の電子申請があり、住民側の申請作業の省略にも効果があったとの答弁がありました。

次に、滞納処分の執行停止後の具体的な流れについての質疑があり、資力の回復が見込まれれば執行停止を取り消すが、資力の回復がなく3年間継続した場合には納税義務が消滅するため、法律の定めにより不納欠損となるとの答弁がありました。

次に、カーブミラーについて、整備や更新、地域からの要望への対応について質疑があり、毎年地域に対して要望調査を行い、交通安全指導員と職員が現地確認を行っている。また、5年に1回全数点検を行っており、危険と判断されたものはすぐ取り替えることにしているとの答弁がありました。

次に、防災士要請について、登録者数と経費の割合が前年と違うことについて質疑があり、受講者数と合格者数は異なるため同じ割合にはならないとの答弁がありました。

次に、運転免許返納支援について、伊予鉄ICい〜カードが終了するが、代わりに何を交付するか、検討状況はどうなっているのかとの質疑があり、新たにJR西日本のICカード乗車券のICOCAをメニューに加えられるように現在調整を行っているとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策事業について、以前に比べて地域からの要望が出るようになってきた。今後も積極的に補助の提案を行うようにとの意見に対し、引き続き周知の努力をしていきたいとの答弁がありました。

次に、ごみ処理の広域化に伴い、ごみの分別や指定ごみ袋の扱いを松山市に合わせるかどうかとの質疑があり、ごみ処理広域化を進める中でも各市町の判断による部分もあるので今後の協議の中で考えていきたいとの答弁がありました。

次に、農業費の補助金の執行率が93%となった理由と今後の農業支援策の展開について質疑があり、農地集積集約化支援事業では申請者が見込みより少なかったこと、また就農環境支援整備事業では補助対象者である農業法人が事業を中止したことで執行率が低くなった。今後は、国や県の事業だけでなく町単独でも農業者が取り組みやすい支援策を検討していくとの答弁がありました。

次に、産業課商工水産観光係の労働時間が極端に多い問題について、改善が見られないがどのように業務効率化や負担軽減策をしたのかとの質疑があり、昨年度は中小企業振興プロジェクト立ち上げで特定の職員に業務が集中した。属人化の解消に努めるとの答弁がありました。

次に、地籍調査における報酬の執行率の低さについて、予算編成時の努力や前年からの改善について質疑があり、調査士等の努力により推進協力者の立会いが不要となったため、予算が不要となったと説明がありました。

また、本村地区の地籍調査は困難になることが予想されるが対策はどうか。何年の完了を目標にしているのかとの質疑には、地域住民や推進協力者と密に連絡して進める。令和13年度までに完了したいと考えているとの答弁がありました。

次に、工場設置奨励金について、昨年に比べて交付額が減ったのではないかと質疑があり、現在奨励金は毎年2つの施設に交付されており、昨年度と同額の3,800万円である。今後は、南黒田工業団地も対象となるように条例を改正したとの答弁がありました。

次に、木造住宅耐震化促進事業とブロック塀等耐震化事業について、地震発生直後は要望が多いが、時間がたつと申請が減る傾向にあるため、通学路に面した危険なブロック塀への積極的な働きかけの考えはどうか。また、事業はいつまで実施する予定かと質疑があり、申請は減っているが、通学路のブロック塀など危険箇所への啓発は継続しており、今後も集中して取り組む。また、毎年利用者はいるため、利用者が減ってきた段階での事業の見直しや廃止を検討したいとの答弁がありました。

次に、改良住宅の使用料徴収率が公営住宅より低い理由は何かと質疑があり、明確な理由はない。今年度は人員増強により徴収強化に努め、徴収率は改善傾向にあるとの答弁がありました。

委員からは、高齢者や障がい者が家賃設定のために役場に来庁する負担が大きいことの指摘があり、改善するよう意見がありました。

次に、空家対策事業について、今年度の相談件数は何件かと質疑があり、現在5件ほどの相談があり、相続調査なども考慮しつつ対応しているとの答弁がありました。

委員からは、ゼロ予算で実施しているのはいいことなので継続してほしいとの意見がありました。

次に、公園管理事業の課題に遊具の更新があるにもかかわらず、新しい総合計画から「老朽化した遊具の更新を計画的に行う」という文言が削除された点について質疑があり、総合計画を見直す際に、公園管理について同じような内容の項目が複数あったため1つに集約した。設置している遊具等についても、誰もが安心して利用できるよう引き続き維持管理を行うとの答弁がありました。

また、遊具についての住民意見の反映について質疑があり、これから整備を行う義農公園は、住民や子どもたちのアンケートを基に整備する予定があるとの答弁がありました。

次に、不登校児童生徒支援について、不登校児童生徒支援員とハートなんでも相談員の成果について質疑があり、ハートなんでも相談員は、令和6年度の相談件数は令和5年度に比べて64件増加している。松前中学校に配置された不登校児童生徒支援員については、利用生徒が当初1名から年度末には10名に増加し、サポートルームが安心できる場所として機能し、普通教室に復帰した事例もあるとの答弁がありました。

また、長期にわたる対応が必要なケースが増えている中、より専門性が集中した相談センターのような一元的な施設が必要ではないかと質疑があり、旧古城幼稚園施設を活用して、（仮称）教育支援センターの設置を検討しており、将来的には不登校支援を一元的に行える施設を目指したいとの答弁がありました。

次に、A L Tについて、課題としている人材確保は増員か補充か。また、待遇改善とは具体的にどのような内容かとの質疑があり、A L T配置、増員については、小中学校の担当教諭と意見交換中である。県内他市町のA L T拡充状況も情報収集し、適正人員や処遇改善について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員設置について、支援時間が増加しているが、現場の負担は増えていないのか。支援員を増員しようとしたが人がいなかったのか、それとも令和5年度には時間に余裕があったのかとの質疑があり、採用枠は満たしており、学校生活支援員の業務は学校内で調整をして対応した。年度途中で生徒数が増えた場合、増員は可能であるが現実的には難しく、支援が必要な児童生徒への対応は学校現場からの状況を調整しながら行っているとの答弁がありました。

次に、G I G Aスクール事業について、端末の不具合や教職員のI C T習熟度格差といった課題への対応に対し、国や県からの補助金はないのかとの質疑があり、国や県の補助金はない。今年度新しい端末に更新されることで端末の故障や不具合が減少し、教職員へのサポート支援の状況は向上すると考えているとの答弁がありました。

また、教職員のI C T習熟支援研修時間を確保するため、教職員とどのように連携して意見を交換しているのかとの質疑があり、タブレット更新と合わせて研修や講習を行い、個人の習熟度に応じたサポートを継続していく。情報通信支援員と学校の担当教諭は、月に1回程度定期的に意見交換を行っているとの答弁がありました。

次に、地域部活動体制整備事業について、合同部活動の推進状況はとの質疑があり、今年度については、合同部活動方式で実施している部活動はなく、拠点校方式でバレーボール、バドミントン、軟式野球の3つの部活動を実施しているとの答弁がありました。

次に、学校給食緊急支援事業について、国や県からの補助金はないのかとの質疑があり、令和5年度は新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を活用していたが終了したため、令和6年度は一般財源で対応しているとの答弁がありました。

次に、学校教育課所管の9款1項3目諸費の旅費について、増額補正以上の不用額が生じている理由について質疑があり、3目諸費には多様な事業が含まれており、事業ごとに予算配当し執行していることから、事業ごとの不用額が積み重なり補正額以上に不用額が生じたとの答弁がありました。

次に、スクールサポートスタッフ設置事業について、増員できないかとの質疑があり、町で配置している2名のほか、県費配置の学校補助員を含めると各校1名配置できている状況であり、増員の予定はないとの答弁がありました。

次に、人権のまちづくり大会について、予算と決算の差や目標参加人数に対して実績が少ないこと、参加者が固定化されていることについて質疑があり、著名人を招けば参加者は集まるが、人権問題に特化した話が得にくいと感じている。今後も町内で話をしてくれ

る人材を発掘していきたいが、著名人を招く従来の方式を継続する必要もあるため、予算は業者委託を想定して計上しているとの答弁がありました。

また、大会後のアンケート結果を分析し、意見を収集して今後の企画に生かせば、現実的な目標設定ができるのではないかとの質疑もあり、アンケート結果の分析を強化し、町民の要望を把握して今後の大会に生かしたいとの答弁がありました。

次に、人権・同和教育推進事業について、全国大会、地区大会への参加について費用等で参加が難しい場合は、動画視聴などのオンライン形式の実施の検討はしないのかとの質疑があり、今のところオンライン形式での参加はできないが、住民の方々も広く参加できるようオンライン形式を大会事務局へ提案していきたいとの答弁がありました。

次に、ホッケー普及事業について、学校でのホッケー体験の回数が減少していることと、ホッケー体験授業に取り組むことについて質疑があり、学校から依頼がなかったため実施していない学校もあるが、学校に対してはホッケー体験の実施をお願いしていきたいと考えている。また、授業にもホッケー体験を導入することについて、学校の先生方と検討していきたいとの答弁がありました。

次に、個別避難計画策定事業について、個別避難計画の策定は時間もかかり大変な作業であるが、ある程度のスピード感も必要である。行政だけではなく民間で計画が策定できるところに委託する考えはないのかとの質疑があり、対象者の状況を詳しく知る居宅介護支援事業所のケアマネジャーや、障がいの相談支援事業所に委託して計画を策定する準備を進めているとの答弁がありました。

また、個別避難計画の策定のスケジュールや目標を定めているのかとの質疑があり、国の指針に基づき、避難行動要支援者の中でも優先度の高い方について、令和8年5月までに策定に取り組みたいとの答弁がありました。

さらに、町職員が対象者の643人に対して個別に訪問し策定するつもりはないのかとの質疑があり、町だけで643名にアプローチをするのは難しいため、地域の自主防災会や民生児童委員等地域の方の力を借りてアプローチをしていきたいとの答弁がありました。

次に、保育士確保事業では、紹介手数料と委託料の支払いの内訳について質問があり、紹介手数料については、人材派遣会社に登録の保育士に町が直接交渉することができ、採用が決まるとフルタイム保育士は33万円、パートタイム保育士は半分の16万5,000円を手数料として業者に支払う。業者に支払った委託料のうち何%を引いて保育士に支払われているかは把握していないとの答弁がありました。

次に、地域福祉計画策定事業について、助け合いができる地域づくりが目標であると思うが、地域で共通する課題もあれば地域ごとに抱える独特な課題もある。これらをどのように計画に反映していくのかとの質疑があり、令和6年度は町民等アンケート調査、住民座談会、関係団体ヒアリング調査を行い地域の課題等を明確にした。今後は、既存サービ

スで対応できるか、新たなサービス構築が必要かを検討していく。また、地域課題の解決には社会福祉協議会の取組との連携も重要なことから、計画では行政、地域、社会福祉協議会、関係団体等が連携して地域を支える仕組みや取組を示すことになるとの答弁がありました。

次に、地域敬老事業補助事業について、補助対象年齢を75歳から70歳に下げると対象者が多くなり過ぎる問題も出てくる。単に補助対象年齢を下げるよりも補助単価を上げることも考えてはどうかとの質疑があり、敬老会についてはそれぞれの地域の実情、実施の仕方があると思うので、補助の在り方については検討していきたいとの答弁がありました。

次に、福祉課所管の老人保護措置費個人負担金の未収入の要因について質疑があり、平成30年度以前の過年度の滞納が主な要因であるとの答弁がありました。

また、保育所費の委託料の不用額の内容について質疑があり、150万円の補正予算は二名保育所跡地の所有権移転の裁判費用であり、139万円を令和7年度に繰り越している。そのほかの不用額については、保育所の管理運営に必要な多くの委託業務の入札減少金等が積み上がったものであるとの答弁がありました。

次に、放課後児童健全育成事業について、民間委託により、人員不足解消と長期休暇中の対応はできたのかとの質疑があり、人員不足解消ができ、今は全ての部屋を開放できるようになった。利用児童数は増加傾向にあり、今後は施設の確保が課題になる。長期休暇中のみの預かりについてはシフトの関係等から実施できていないが、実施に向けて検討中であるとの答弁がありました。

次に、乳幼児健診について、乳幼児健診の受診率が100%に達していないことへの懸念と受診勧奨策の具体的な取組について質疑があり、町内に住んでいて来られない方に個別訪問などで対応している。今後も状況を把握しながら対応していくとの答弁がありました。

また、乳幼児健診の財源確保について、国、県からの支出金が減少した理由について質疑があり、前年度は検診用の備品を購入したことによる補助金があったが、令和6年度はそれがなかったためであるとの答弁がありました。

次に、私立保育園委託事業について、施設型給付費が利用者数によって変わるのかとの質疑があり、国の公定価格によって単価が細かく設定されており、子どもの人数や年齢、加算によって変動するとの答弁がありました。

次に、子育て支援に係る補助金の不用額について、具体的な事業とその要因について質疑があり、主な原因はファミリー・サポート・センター事業の利用が少なかったことと、若年出産世帯応援事業で出産時期によって請求が翌年度にずれ込むケースがあるためとの答弁がありました。

次に、総合健診について、受診勧奨のため、早期発見で命が助かった事例などを広報に

活用してはどうかとの質疑があり、匿名でも情報提供の協力を得る努力をするが、情報の性格上難しい部分もあるとの答弁がありました。

また、総合健診の受診率について、今後の目標設定について質疑があり、町の目標は達成したが最終的には国の目標である60%を目指しつつ、今回の43.9%達成を踏まえ、数%上げた目標を設定したいとの答弁がありました。

受診率が令和7年7月現在の速報値で示されていることについても質疑があり、受診率は年度が改まって翌年11月にならないと確定値が出ない仕組みであるため、速報値として記載しているとの答弁がありました。

次に、予防接種事業について、事業費が前年比から倍増した理由について質疑があり、コロナワクチンの定期接種が始まったこと、HPVワクチンのキャッチアップ接種が最終年度で駆け込み需要があったほか、ワクチンの単価が高いことも要因であるとの答弁がありました。

次に、健康課所管の保健衛生費県補助金が予算に対して調定額が低い理由について質疑があり、若年がん患者在宅療養支援事業と骨髄移植におけるドナー等助成事業で、申請件数が予算を見込んだ最大値より少なかったためであるとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第59号令和6年度松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査において、新しい浄水場が完成すると、運転管理委託料や動力費はどれくらいの見込みになるのかとの質疑があり、運転管理委託料については、管理施設の追加や物価上昇などにより年平均で約2,500万円の増加、また動力費についても、金額は現在のところ不明だが増加する見込みであるとの答弁がありました。

次に、業務係職員の超過勤務時間が多いことに対する業務の平準化、職員の異動を考慮した体制づくりなどについて質疑があり、昨年度は水道料金の改定などにより業務が集中した。今後も労務管理を行い、属人化することなく、異動してもスムーズに事務が執行できるよう、業務の単純化やDXの活用などにより、超過勤務時間の削減や体制の強化に取り組みたいとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第60号令和6年度松前町下水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査において、下水道使用料の滞納時における使用停止の対応について質疑があり、下水道使用料が滞納となる場合は、水道料金も併せて滞納となるが多いため、その場合は水道を停止する措置が最終的な対応となる。

また、下水道使用料だけが滞納となる場合については、下水道の使用だけを停止することは現実的ではないため、下水道使用料の納付について理解を求めていくとの答弁がありました。

次に、業務係職員の超過勤務時間が多いことに対する職員の補充や健康管理などについて質疑があり、業務係は水道と下水道の業務を兼務している。今後も職員の負担軽減を図るとともに健康管理に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、処理場における今後の老朽化対策と事業計画区域内の污水管整備や宅内等の接続が全て完了した場合の処理能力について質疑があり、処理場の老朽化対策については、供用開始から20年以上が経過し、電気設備等は耐用年数を迎えているため、計画的に更新を行うこととしている。現在は監視制御設備の更新を行っており、引き続き安定処理に向けて取り組んで行く。また、処理場の処理能力については、整備や接続が完了した場合においても、現時点では現在の処理能力で対応は可能と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、監査委員からの決算審査の意見として、独立採算の原則に立ち、より一層効率的で計画的な事業の推進に努めていただきたいとの要望に対する現状と今後の見通しについて質疑があり、現在の下水道事業は一般会計からの繰入金に依存しており、厳しい財政状況にある。独立採算を目指すためには、下水道使用料の適正化について検討が必要となるが、当面は引き続き接続率の向上や経費削減等に取り組み、健全な経営を目指していくとの答弁があり、委員からは、下水道使用料の適正化については、町民への負担が大きくならないよう考慮するべきとの意見がありました。

次に、資本的収入及び支出における差引不足額の補填財源について、今後補填財源が減少した場合は、一般会計からの繰入金で補填するののかとの質疑があり、消費税の資本的収支調整額や損益勘定留保資金、減債積立金や利益剰余金などの財源を調整しながら補填するとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第58号から議案第60号までの御報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第58号の委員長報告に対する質疑を行います。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 僕の認識が違うとったんかも分からないんだけど、ちょっとお聞きしたいんですけど、最初のほうに出てきた観光協会の後押し、これについてね、イベント等で収益を上げたいというような報告があったんですけど、イベントで収益が上がるものなのかどうなのか、僕の認識が違うんかも分からんけど、委員長にお聞きしたいんですけど。

○議長（住田英次） 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

村井議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあこれ予算決算のところ質疑があらいい、全員入っとなやけん、これもう質疑なんか要らんじゃない。予算決算は全員でしょ。で質疑はできんのでしょ。ここの質疑という欄は要らんことないですか、それじゃ。

○議長（住田英次） はい、今後、検討してみます。

ほかに質疑はございませんか。

（12番村井慶太郎議員「質疑ができんのやけん。聞いたっていくまい」の声あり）

よろしいですか。

（12番村井慶太郎議員「よろしいですかって聞けんのんやんか。ないですかというの聞くほうがおかしい」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第58号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第59号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（12番村井慶太郎議員「できんもん」の声あり）

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第59号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第60号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第60号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11 議案第61号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第62号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第63号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第64号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第11、議案第61号令和7年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第12、議案第62号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第13、議案第63号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号及び日程第14、議案第64号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号の4件を一括議題としま

す。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る9月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第61号から議案第64号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第61号令和7年度松前町一般会計補正予算第4号は、2億958万円を追加し、総額を151億8,348万円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、ふるさと納税の見込額の修正に対する経費の割合が高いと思うが、経費の内訳はどうなっているのかとの質疑があり、経費には広告や支援業務委託料、ポータルサイト使用料などがあり、ホームページの管理、返礼品協力事業者との調整などが含まれているとの答弁がありました。

また、ふるさと納税の本来の目的や今後の考え方に対する質疑があり、10月から実施されるポイント付与禁止が制度本来の目的である地域応援への回帰を目指すものであり、今後も寄附獲得には積極的に取り組む一方で、地域とのつながりを重視した仕組みを研究、導入したいとの答弁がありました。

また、地方交付税が減額になったことについて質疑があり、国の地方財政計画上の伸び率と実績の乖離、町税の大幅な増収を見込んでいなかったこと、そして交付税以外の歳入増加が主な要因であるとの答弁がありました。

次に、防災対策のシステム導入について、ランニングコストは幾らかかるのかとの質疑があり、年間約100万円を想定しており、その半分以上を県が負担する予定であるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管では、全国植樹祭えひめ2026の記念品として提供される町の特産品とは何かとの質疑があり、重量や大きさ等の指定があり、現在選定中であるとの答弁がありました。

次に、就農環境整備支援と愛媛野菜広域集出荷施設建設支援の補助割合についての質疑があり、就農環境整備支援は総事業費の半分、愛媛野菜広域集出荷施設建設支援は国の補助が2分の1、県の補助が10分の1、市町の補助は10分の1だが、市町の補助については受益地域である13市町の利用率按分により算定しているとの答弁がありました。

次に、空家対策について、データベース化するだけでなく、危険な空家の除却を早急に進めてほしい。データベース化はいつになるのかとの質疑があり、データベース化は年度末には完了する予定である。新立、本村地区では危険な空家の除却に所有者からの土地の寄附が前提となり、所有者の相続調査等に時間がかかるが進めていくとの答弁がありました。

また、空家のデータベース化にえひめ人口減少対策総合交付金を利用できるのかとの質疑があり、この交付金内のトライアングルえひめ事業の空家調査・利活用専門部会からのひも付けで補助金が活用できるとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、松前幼稚園整備事業について、工事に交付金は活用しないのかとの質疑があり、財政課と協議を行い、該当する交付金がなかったため町債にしたとの答弁がありました。

また、松前町社会教育施設等維持管理運営の債務負担行為について、P F I の成立が前提であるが、P F I が不成立の場合、どのような対応を考えているのかとの質疑があり、P F I が不成立の場合、指定管理を1年延長し、その間にP F I の要求水準等を見直し、再度募集するか、従来の指定管理方式で管理していくかを検討したいとの答弁がありました。

また、指定管理を1年延長することについて、指定管理者と協議しているのかとの質疑もあり、まだ協議していない。現行の条件で1年延長してもらう形を考えているが、指定管理者との協議次第であるとの答弁がありました。委員からは、指定管理を延長する場合、1年だけでは赤字になる可能性もあるので配慮が必要ではないかとの意見がありました。

続きまして、保健福祉部所管について、出産世帯奨学金返還支援事業は第2子以降も対象になるのかとの質疑があり、第2子以降も対象になるとの答弁がありました。

また、今後の対象者の増減の見通しについて質疑があり、年齢要件は撤廃されたこと、40歳を超えても奨学金を返済している人は少ないこと、また出生数が伸び悩んでいることから、おおむね現在の予算範囲内で推移すると見込んでいるとの答弁がありました。

次に、養育医療給付事業の予算の積算根拠について質疑があり、過去5年間の実績平均に基づき、当初予算を計上していたが、年度により生まれてくる子どもの状況は変わるため、今年度は補正予算を計上したとの答弁がありました。

次に、予防接種事業について、ワクチンのリスクの説明は適正に行われているのかとの質疑があり、接種時の問診票、予診票に副作用について理解した上で接種を希望するかとのチェック項目があり、それに希望するのチェックが入らなければ接種を受けられないため、リスクに関する説明は適切に行われているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第62号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、393万7,000円を追加するものです。

補正予算の内容は、子ども・子育て支援金に係る電算システムの改修費と、令和6年度

決算に伴う一般会計への繰出金です。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告をいたします。

次に、議案第63号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、431万5,000円を追加するものです。

補正予算の内容は、子ども・子育て支援金に係る電算システムの改修費と、令和6年度決算に伴う一般会計への繰出金です。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告をいたします。

次に、議案第64号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定に7,171万7,000円を追加するものです。

保険課所管分は、令和6年度の決算に伴い、国、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計に受入超過分を返還するとともに、余剰金を介護保険事業運営基金へ積み立てるものです。

福祉課所管分は、令和6年度地域支援事業費の確定に伴い精算を行った結果、それぞれの財源の負担に応じて国、県、社会保険診療報酬支払基金に返還するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

所属している委員会の議員の質疑については申合せではできないようにしておりますが、先ほど村井議員の御意見を踏まえて、次回の本会からは検討してみたいと思います。

本日ににつきましては、このまま進めさせていただきます。

議案第61号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第62号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第63号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第64号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで13時まで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時0分 再開

○副議長(藤岡 緑) 本会議を再開いたします。

ただいま住田英次議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(藤岡 緑) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議長辞職の件

○副議長(藤岡 緑) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、住田英次議員の退場を求めます。

〔7番 住田英次議員 退場〕

○副議長(藤岡 緑) 事務局長に辞職願を朗読させます。

田中事務局長。

○議会事務局長(田中志延) 朗読いたします。

令和7年9月24日。松前町議会副議長藤岡緑様。松前町議会議長住田英次。

辞職願。このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（藤岡 緑） お諮りします。

住田英次議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤岡 緑） 異議なしと認めます。したがって、住田英次議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

住田英次議員の除斥を解除します。

〔7番 住田英次議員 入場〕

○副議長（藤岡 緑） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤岡 緑） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで休憩をしますが、再開時間は後ほど庁内放送でお知らせいたします。

それでは、暫時休憩します。

午後1時3分 休憩

午後1時35分 再開

○副議長（藤岡 緑） 本会議を再開します。

~~~~~

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（藤岡 緑） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤岡 緑） ただいまの出席議員数は14名です。

この選挙は、松前町議会会議規則の規定により行います。

立会人を指名します。

立会人に1番重松知之議員、2番池内邦仁議員を指名します。

投票用紙を配ります。

事務局お願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（藤岡 緑） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(藤岡 緑) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、立会をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長(藤岡 緑) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、順番に投票をお願いします。

点呼を命じます。

田中事務局長。

〔職員点呼、投票〕

○副議長(藤岡 緑) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(藤岡 緑) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番重松知之議員、2 番池内邦仁議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長(藤岡 緑) 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0 票

有効投票中

村井慶太郎議員 3 票

藤岡 緑議員 3 票

住田 英次議員 8 票

以上です。

この選挙の法定得票数は4票でありますので、住田議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(藤岡 緑) ただいま議長に当選された住田英次議員が議場におられますので、本席より松前町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

住田英次議長の御挨拶を求めます。

○7番（住田英次議員） 改めまして、このたび皆様の御推挙によりまして、議長に再任されました。本当にありがとうございました。

これまでの2年間の経験を糧に、議員の皆様、そして理事者の皆様と一緒に力合わせて、町の発展、そして町民の福祉の向上に努めてまいりたいと思います。引き続きの御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。簡単ですが、御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。（拍手）

○副議長（藤岡 緑） 挨拶を終わります。

住田英次議員、議長席にお着き願います。

○議長（住田英次） ただいま藤岡緑議員から副議長の辞職届が提出されています。お諮りします。

副議長辞職の件を本日の日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（住田英次） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、藤岡緑議員の退場を求めます。

〔13番 藤岡 緑議員 退場〕

○議長（住田英次） 事務局長に辞職願を朗読させます。

田中事務局長。

○議会事務局長（田中志延） 朗読いたします。

令和7年9月24日。松前町議会議長住田英次様。松前町議会副議長藤岡緑。

辞職願。このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（住田英次） お諮りします。

藤岡緑議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、藤岡緑議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

藤岡緑議員の除斥を解除します。

〔13番 藤岡 緑議員 入場〕

○議長（住田英次） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順番を変更し直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで休憩をしますが、再開時間は後ほど庁内放送でお知らせいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

~~~~~

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（住田英次） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。

この選挙は、松前町議会会議規則の規定により行います。

立会人を指名します。

立会人に3番池田幸子議員、4番西村元一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

事務局お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（住田英次） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、立会をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（住田英次） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて記載台で投票用紙に被選

挙人の氏名を記載し、順番に投票をお願いします。

点呼を命じます。

田中事務局長。

〔職員点呼、投票〕

○議長（住田英次） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3 番池田幸子議員、4 番西村元一議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（住田英次） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 11票

無効投票 3 票

有効投票中

曾我部秀司議員 11票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票でありますので、曾我部秀司議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（住田英次） ただいま副議長に当選された曾我部秀司議員が議場におられますので、本席より松前町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

曾我部秀司副議長の御挨拶を求めます。

○6 番（曾我部秀司） どうもありがとうございました。

これから議長をサポートしつつ議会改革、議会の活性化を進めてまいりたいと考えております。何か困ったことがあったら相談していただいて、よりよい議会にしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（住田英次） 挨拶を終わります。

~~~~~

#### 日程第15 議選第1号 松前町議会常任委員会委員の選任について

○議長（住田英次） 日程第15、議選第1号松前町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

ここで休憩をしますが、再開時間は後ほど庁内放送でお知らせいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2 時22分 休憩

午後 3 時50分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

休憩中に選任しました常任委員を事務局長に報告させます。

田中事務局長。

○議会事務局長（田中志延） それでは、御報告いたします。

まず、総務産業建設常任委員会の委員は、2 番池内邦仁議員、3 番池田幸子議員、4 番西村元一議員、7 番住田英次議員、12番村井慶太郎議員、13番藤岡緑議員、14番加藤博徳議員、以上 7 名です。

次に、文教厚生常任委員会の委員は、1 番重松知之議員、5 番渡部恵美議員、6 番曾我部秀司議員、8 番田中周作議員、9 番城村トキ子議員、10番影岡俊範議員、11番稲田輝宏議員、以上 7 名です。

次に、予算決算常任委員会の委員は、1 番重松知之議員、2 番池内邦仁議員、3 番池田幸子議員、4 番西村元一議員、5 番渡部恵美議員、6 番曾我部秀司議員、8 番田中周作議員、9 番城村トキ子議員、10番影岡俊範議員、11番稲田輝宏議員、12番村井慶太郎議員、13番藤岡緑議員、14番加藤博徳議員、以上13名です。

次に、議会広報常任委員会の委員は、1 番重松知之議員、2 番池内邦仁議員、3 番池田幸子議員、5 番渡部恵美議員、6 番曾我部秀司議員、10番影岡俊範議員、14番加藤博徳議員、以上 7 名です。

以上です。

○議長（住田英次） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、松前町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、ただいま事務局長が報告したとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は事務局長が報告したとおり選任することに決定しました。

なお、休憩中に各常任委員会を開催していただき、松前町議会委員会条例第 9 条の規定によって委員長及び副委員長を互選していただきますようお願いいたします。

~~~~~

日程第16 議選第 2 号 松前町議会運営委員会委員の選任について

○議長（住田英次） 日程第16、議選第 2 号松前町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 3 時52分 休憩

午後 3 時53分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

御報告します。

休憩中に各常任委員会を開催し、常任委員長及び副委員長を互選していただきましたので、その結果を事務局長に報告させます。

田中事務局長。

○議会事務局長（田中志延） それでは、各常任委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長、13番藤岡緑議員、副委員長、2番池内邦仁議員。

文教厚生常任委員会委員長、11番稲田輝宏議員、副委員長、1番重松知之議員。

予算決算常任委員会委員長、8番田中周作議員、副委員長、12番村井慶太郎議員。

議会広報常任委員会委員長、5番渡部恵美議員、副委員長、3番池田幸子議員。

以上です。

○議長（住田英次） 以上で報告を終わります。

休憩中に選任しました議会運営委員会委員を事務局長に報告させます。

田中事務局長。

○議会事務局長（田中志延） それでは、議会運営委員会委員を報告いたします。

5番渡部恵美議員、6番曾我部秀司議員、8番田中周作議員、11番稲田輝宏議員、13番藤岡緑議員、14番加藤博徳議員。

以上です。

○議長（住田英次） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、松前町議会委員会条例第7条第2項の規定により、ただいま事務局長が報告したとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は事務局長が報告したとおり選任することに決定しました。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催していただき、松前町議会委員会条例第9条の規定によって、委員長及び副委員長を互選していただきますようお願いします。

暫時休憩します。

午後 3 時55分 休憩

午後 3 時56分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

御報告します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選していただきましたので、その結果を事務局長に報告させます。

田中事務局長。

○議会事務局長（田中志延） それでは、議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、14番加藤博徳議員、副委員長、5番渡部恵美議員。

以上です。

○議長（住田英次） 以上で報告を終わります。

~~~~~

### 日程第17 議選第3号 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙

○議長（住田英次） 日程第17、議選第3号伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊予市松前町共立衛生組合議会議員に、3番池田幸子議員、4番西村元一議員、5番渡部恵美議員、13番藤岡緑議員、以上4名の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員を伊予市松前町共立衛生組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が伊予市松前町共立衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第

33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第18 議選第4号 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙**

○議長（住田英次） 日程第18、議選第4号伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に、1番重松知之議員、6番曾我部秀司議員、10番影岡俊範議員、以上3名の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員を伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第19 議選第5号 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙**

○議長（住田英次） 日程第19、議選第5号伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。



（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に、8番田中周作議員、9番城村トキ子議員、11番稲田輝宏議員、以上3名の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員を伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、指名しました議員が伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

日程第20 議選第6号 伊予消防等事務組合議会議員の選挙

○議長（住田英次） 日程第20、議選第6号伊予消防等事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しま

した。

伊予消防等事務組合議会議員に、2番池内邦仁議員、12番村井慶太郎議員、14番加藤博徳議員、以上3名の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員を伊予消防等事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が伊予消防等事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 日程第21 議員派遣の件

○議長（住田英次） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長より挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の許可をいただきましたので、令和7年第3回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮をしております。

さて、来月1日からまさきデマンドタクシーの実証運行がスタートいたします。

この事業は、既存の公共交通では対応が難しい地域に新たな公共交通サービスを提供することにより、交通弱者の移動手段の確保を図り、町全体の交通利便性を向上させることを目的としています。

松前町全域をタクシーの運行範囲とし、期間は10月から12月まで、利用時間は平日の8時30分から17時までとし、利用料金は中学生以上1人1回当たり400円、小学生は半額、小学生未満のお子様は無料で利用ができます。希望する場所から目的地までドア・ツー・ドアで行くことができますので、買物、通院などにぜひ御利用いただきたいと思います。

なお、利用する場合は、前日までに予約が必要でございますので、電話または専用のアプリで御予約をいただきたいと思います。

今後は、本実証運行の結果を踏まえまして、令和8年度中のデマンドタクシーの本格導入を目指すとともに、さらなる町内移動の効率化と住民活動の活性化につなげていきたいと考えております。

また、来月25日、26日には、町制70周年、第50回まさき文化祭の記念イベントとして、まさきエンタメフェスタが開催をされます。

このフェスタでは、松前町を元気にしたいという熱い思いを持った町内有志の皆さんで構成された実行委員会が主体となって、昨年度、県内から多くの皆様に参加をしていただき、盛り上がりを見せた太鼓の達人eスポーツ大会をさらに進化させた太鼓の達人王座決定戦をはじめ、ポケモンカードやコスプレのイベント、ライブ&パフォーマンスのステージイベントが実施をされます。

まさきエンタメフェスタを通じて、町のにぎわい創出を図るとともに、eスポーツ、サブカルチャー文化の普及や若年層のコミュニティ形成を促進できればと考えております。

終わりになりますが、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和7年第3回松前町議会定例会を閉会します。

午後 4 時 6 分 閉会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会副議長 藤 岡 緑

松前町議会新議長 住 田 英 次

松前町議会議員 池 内 邦 仁

松前町議会議員 池 田 幸 子